

婦人労働調査資料 第26号

女子保護の概況

昭和30年分

労働省婦人少年局婦人労働課

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、昭和27年以來女子労働者保護の状況を調査しているが、この調査は、昭和30年中における女子労働者の保護の状況及び労働協約、又は就業規則の中の女子労働者保護に関する規定について分析したものである。

昭和27年以前においては、「女子年少者労働基準規則」に基き、使用者より毎年提出された「女子保護実施状況報告」により女子保護の状況を分析していたのであるが、昭和27年8月、同規則の改正によりその報告が廃止されたので、以後婦人少年局において直接調査を実施することとした。

終戦以來、女子の就業が大巾に増加している今日、事業場における女子労働者保護のため、この調査が何らかの参考となれば幸である。

最後に、この調査の実施に際して、協力を頂いた事業所各位に対し深く感謝する次第である。

1957年1月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

調査結果の要約	頁 1
第一 序	2
一 調 査 の 目 的	2
二 調査対象及び方法	2
三 調 査 時 期	2
四 調 査 項 目	2
第二 調 査 結 果	4
一 調査対象事業場及び労働者数	4
(1) 調査対象事業場	4
(2) 女子労働者及び有夫者数	4
(3) 女子労働者及び有夫者数の推移	5
二 女子保護実施状況	6
(1) 産 前 休 暇	6
(2) 産 後 休 暇	7
(3) 生・死産別件数	8
(4) 妊娠又は分娩を理由とする退職者	8
(5) 産前における軽易業務転換	9
(イ) 転 換 者 数	10
(ロ) 転易業務転換の内容	10
(6) 育 児 時 間	12
(7) 生 理 休 暇	12
三 労働協約又は就業規則の中の女子保護規定	13
(1) 産前産後休暇	14
(イ) 給 与	14
(ロ) 休 暇 日 数	14
(2) 生 理 休 暇	15
(3) 育 児 時 間	15
(イ) 給 与	15
(ロ) 時 間	16

本文中統計表

第 1 表	規模別事業場数	4
第 2 表	女子労働者の占める割合	4
第 3 表	規模別、労働者数の推移	5
第 4 表	産業別、労働者数の推移	6
第 5 表	休暇日数別、産前休暇者数	6
第 6 表	規模別、1人平均産前休暇日数	7
第 7 表	休暇日数別、産後休暇者数	7
第 8 表	規模別、1人平均産後休暇日数	8
第 9 表	出産の中に占める死産の割合	8
第 10 表	妊娠又は分娩を理由とする退職者数	9
第 11 表	軽易業務に転換した者の割合	10
第 12 表	軽易業務に転換した時期より見た転換者数	10
第 13 表	軽易業務転換の内容	10
第 14 表	規模別、育児時間を請求した者の割合	12
第 15 表	時間別に見た育児時間請求者数	12
第 16 表	生理休暇の請求実人員	13
第 17 表	生理休暇年間請求回数及び女子労働者1人当りに見た平均休暇日数	13
第 18 表	出産前後各6週を超えて100%の賃金を支給する事業場数	14
第 19 表	出産前後の休暇日数が6週を超える事業場数	15
第 20 表	生理休暇中の給与を有給日数別に見た事業場数	15

本文中統計図

第 1 図	産業別事業場数	4
第 2 図	女子労働者の占める割合	5
第 3 図	規模別、女子労働者の中に占める有夫者の割合	5
第 4 図	産業別、女子労働者の中に占める有夫者の割合	6
第 5 図	有夫者数の増加の割合	6
第 6 図	有夫者の中の産前休暇者数	7
第 7 図	年次別、1人平均産前休暇日数	7
第 8 図	年次別、1人平均産後休暇日数	8
第 9 図	出産の中に占める死産の割合	8

第 10 図	初経産別、妊娠又は分娩を理由とする退職者数	9
第 11 図	産業別、妊娠又は分娩を理由とする退職者数	9
第 12 図	退職時期別に見た退職者数	9
第 13 図	産業別、軽易業務に転換した者の割合	10
第 14 図	産業別、育児時間を請求した者の割合	12
第 15 図	生理休暇の平均休暇日数及び請求実人員	13
第 16 図	産前産後休暇中の給与の規定から見た事業場数	14
第 17 図	産前産後の休暇日数別に見た事業場数	15
第 18 図	生理休暇中の給与を有給無給別に見た事業場数	15
第 19 図	育児時間中の給与を有給無給別に見た事業場数	16
第 20 図	育児のための時間より見た事業場数	16

附録統計表目次

第 1 表	規模別調査事業場数	17
第 2 表	規模別調査事業場の労働者数	18
第 3 表	女子労働者数及び有夫者数 (%)	20
第 4 表	労働者数の推移 (%)	22
第 5 表	産前休暇者数及び休暇日数	24
第 6 表	産後休暇者数及び休暇日数	26
第 7 表	妊娠又は分娩を理由とする退職者数 (%)	28
第 8 表	産前における軽易業務転換者数 (%)	30
第 9 表	育児時間請求者数	32
第 10 表	生理休暇	34
第 11 表	労働協約又は就業規則による定め	36
(1)	産前産後休暇中の給与の規定から見た事業場数 (%)	36
(2)	産前産後の休暇日数別に見た事業場数 (%)	37
(3)	生理休暇中の給与を有給無給別に見た事業場数 (%)	38
(4)	生理休暇中の給与が有給である事業場を有給日数別に見た事業場数 (%)	39
(5)	育児時間中の給与及び時間より見た事業場数 (%)	40
附 録 調 査 票		42

調 査 結 果 の 要 約

はじめに昭和30年の女子保護状況調査結果にみられる傾向を、主な項目について要約しておく。

女子労働者

調査事業場の労働者中、女子は25%を占めており、規模が小さくなるほどその割合が高く、これらの割合は29年とほぼ同じである。1月1日から12月末日までの女子労働者数の推移の状況は全体として29年が2%の減少を示したのに対し、30年は保合であつた。産業別では鉱業、建設業が減少した外は、サービス業、卸売及び小売業等の第三次産業においては何れも女子の雇用が増加している。又規模別では、30人～499人の事業場における女子労働者の雇用は増加したにも拘らず500人を超える大規模の事業場では前年に引き続き減少した。

有 夫 者

次に最近ひきつづき目立つ傾向としては、女子労働者の中に占める有夫者が増加しつつあることがあげられる。昭和28年の調査では、有夫者の女子労働者数に占める割合は12.6%、29年は14.2%であつたが、今回の調査ではさらに15%と増加した。又、有夫者数の昭和30年1年間における増加の割合は、29年の6%に対し10%と大巾な増加を示している。なお有夫者の女子労働者数に対する割合が小規模事業場ほど高いことは29年と同様である。

出 産 休 暇

産前の平均休暇日数は33.4日、産後休暇の日数は44日であつた。産前産後の平均休暇日数を初経産別に見ると、各年とも経産者より初産者の休暇日数が多く、特に産前では、3日～6日初産者の方が多かつた。

妊娠婦の退職者

妊娠又は分娩を理由とする退職者は、29年は妊娠婦の40.6%に対し、30年は39.4%で僅かではあるが減少した。妊娠婦の退職者は大規模事業場より中小事業場に多い。

生 理 休 暇

30年中に生理休暇を一度でもとつたものは、女子労働者の23.3%で、29年とほぼ同じ割合である。産業別にみると、運輸通信及びその他の公益事業の41.6%に対し、サービス業は7.2%というように産業によつて著しい差異を示し、規模別では、500人以上の事業場の女子労働者の約30%が、30人～99人で約10%が生理休暇を請求している。

生理休暇を請求した女子労働者の一人当たり平均年間請求回数は4.7回、生理休暇の1回の請求の平均休暇日数は1.5日となつている。又、1年間の生理休暇総延日数を、全女子労働者数で除すと1人当たり1.6日となる。

女子保護の概況

— 昭和 30 年 分 —

第一 序

一 調査の目的

労働基準法は、女子労働者に対し、その心身の特異性からあるいは母性保護のために特殊な基準を設けてその保護を図っている。この調査は、以上の如き労働基準法の趣旨に鑑み、事業場における女子労働者の保護について、産業又は規模により種々の角度からこれを分析して女子の労働保護の参考に資するため行つたものである。

二 調査対象及び方法

調査対象事業場は、常時30人以上の労働者を使用する全国の労働基準法適用事業場とし、48,754の事業場から規模別により次の割合で任意に抽出した 5,530 の事業場に対し、別添の調査票を送付し、必要事項記入のうえ提出方を依頼した。

30 人～ 99人	1/12
100人～499人	1/6
500人 以 上	1/2

回収された調査票のうち、記入不備の事業場の調査票を除いて 3,061 (55.4%) の事業場が集計の対象となつた。なお、調査結果の数値は、30人以上を雇用する全事業場に対応するものとして推計したものである。

三 調査期間

昭和30年1月1日より12月末日までの1カ年。

四 調査項目

主な調査項目は次のとおりである。

1. 労働者数、有夫者数
2. 産前・産後休暇
3. 生・死産別件数
4. 妊娠又は分娩を理由とする退職者
5. 産前における軽易業務への転換

6. 育児時間
7. 生理休暇
8. 労働協約又は就業規則の中の女子保護規定

第二 調 査 結 果

一 調査対象事業場及び労働者数

実際に調査の対象となつた3,061の事業場の男子労働者964,440人に対し女子労働者は、288,369人(昭和30年12月31日現在)で、そのうち満18才以上の女子労働者は248,378人、18才未満の者が39,991人であり、又女子労働者の中の有夫者は38,646人、出産労働者は、5,382人であつた。以下従来の調査と比較し乍らその概要を述べることにする。

(1) 調査対象事業場

調査の対象となつた事業場数を、産業別に見ると第1図のとおりで、製造業が49.1%で約半数を占め、運輸通信及びその他の公益事業がこれに次いで多い。

第1表 規模別事業場数

規 模	事 業 場 数 (%)	
	昭 和 30 年	昭 和 29 年
総 数	100.0	100.0
30人～99人	65.3	63.2
100人～499人	29.5	31.5
500人以上	5.2	5.3

規模別では、30人～99人(常時30人～99人の労働者を使用する事業場をいう、以下同じ)が65.3%で、500人以上は5.2%である。これを前年の調査と比較すると、前年とほぼ等しい割合の事業場が調査の対象となつた(第1表)。

(2) 女子労働者及び有夫者数

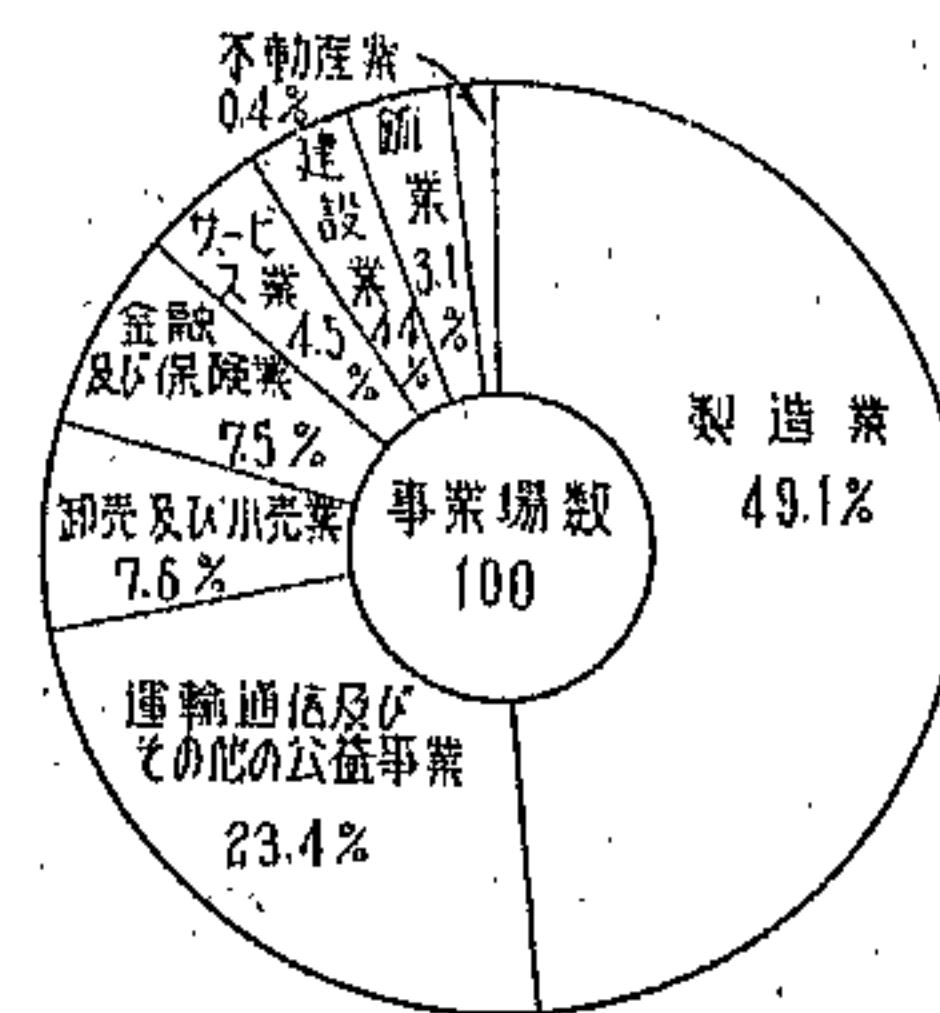
労働者総数の中に占める女子労働者の割合は、25.4%で、繊維業、衣服及び身廻品製造業、サービス業においては、前年の調査と同様、女子労働者が全労働者の過半数を占めている。女子労働者の少

第2表 女子労働者の占める割合

規 模	女 子 労 働 者 数 (%)	
	昭 和 30 年	昭 和 29 年
総 数	25.4	25.3
30人～99人	29.9	29.0
100人～499人	28.0	28.0
500人以上	21.1	21.0

(労働者総数=100)

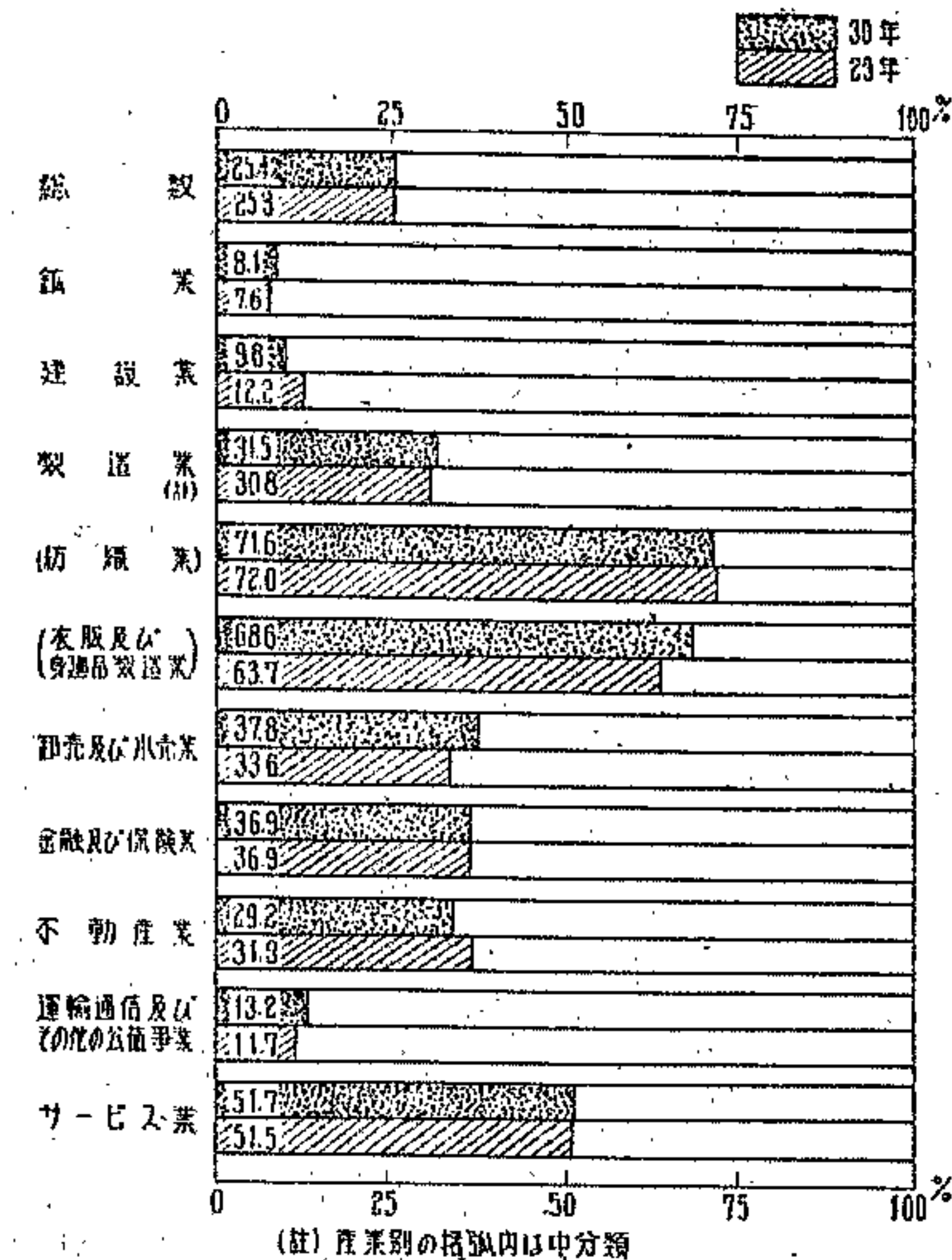
第1図 産業別事業場数



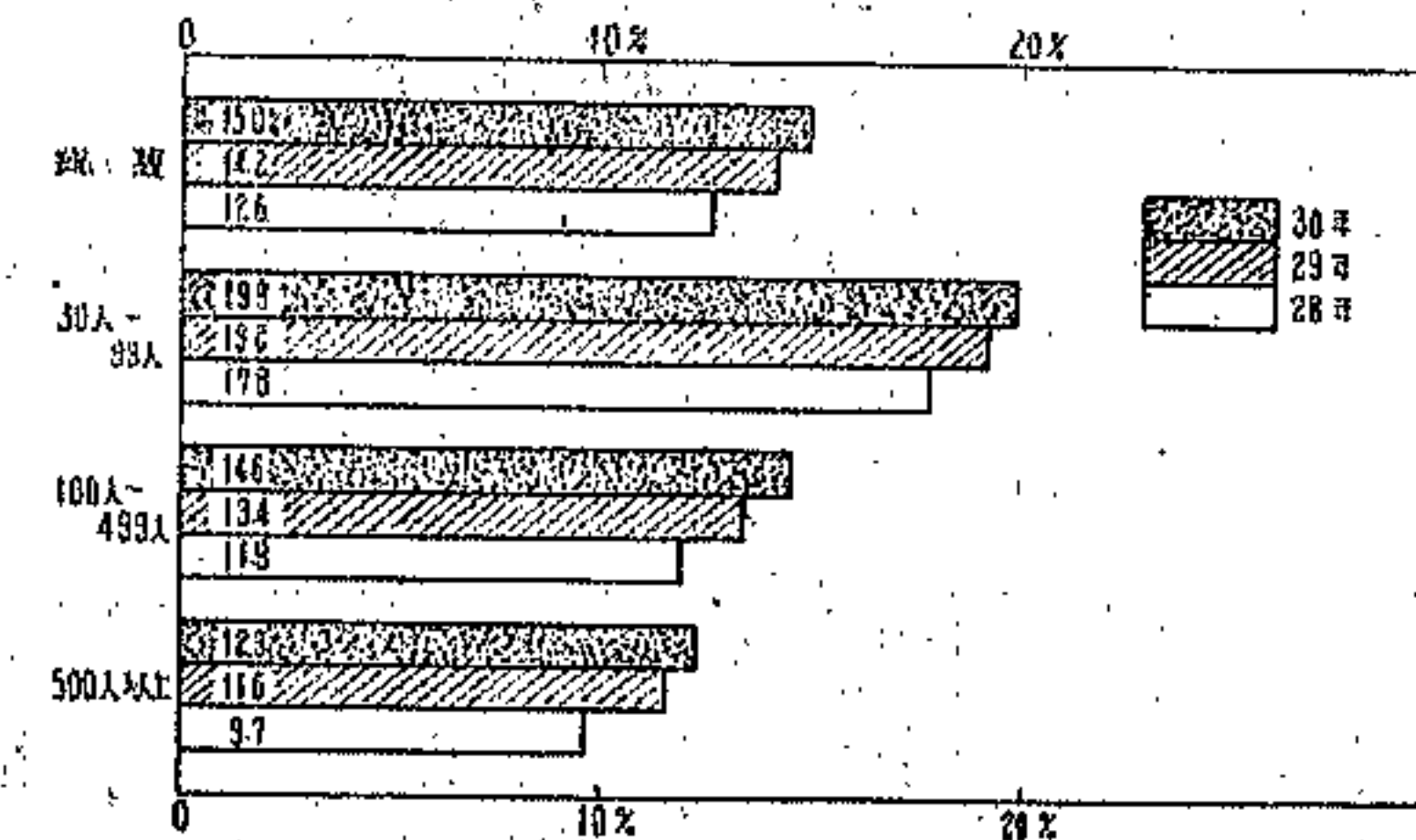
い産業としては、鉱業、建設業があげられるが、これらの産業においては、その労働者中に占める女子労働者の割合は、それぞれ1割に満たない(第2図)。

規模別では、30人～99人の事業場においては約30%が女子労働者であるのに対し、500人以上では21%で、大規模事業場、女子労働者の割合が少なくなっている(第2表)。

第2図 女子労働者の占める割合



第3図 規模別、女子労働者の中に占める有夫者の割合



している。女子労働者数の推移を規模別にみると、30人～499人までの事業場では2%の増加を示したのに対し、500人以上では3%の減少(前年の調査では4%の減少)で、大規模事業における女子労働者雇用の減少は注目されなければならない。

産業別では、鉱業及び建設業の女子の雇用が減少し、製造業が保合である外、第三次産業における増加が目立っている。

次に有夫者数の推移を規模別に見ると、事業の大小にかかわらず、それぞれ8%乃至12%の増加がある(第3表)。産業別では鉱業、建設業及び不動産業が減少した外は各産業とも著しく増加してい

女子労働者の中に占める有夫者の割合は、逐年増加の傾向を示し(第3図)、今回の調査では全体において15%を占めている。規模別では、30人～99人の事業場では、約20%であるのに対し500人以上では12%で、事業規模が大きくなるにしたがつてその割合は少なくなっている。

産業別では、鉱業に使用される女子労働者の31.3%が有夫者で、最も多く、建設業21.5%、運輸通信及びその他の公益事業20.6%の順となつている。これを前年の調査と比較すると(第4図)、卸売及び小売業を除いて各産業ともその割合が増加していることは注目される。

(3) 女子労働者及び有夫者数の推移

昭和30年1月1日から12月末までの労働者数の推移を見ると、労働者総数及び女子労働者数はそれぞれほぼ保合であるのに対し、有夫者数は約10%の増加を示

第3表 規模別、労働者数の推移

規 模 別	労働者総数		
	女 子 労働者数	有 夫 者 数	
総 数	100	110	
30人～99人	100	108	
100人～499人	100	112	
500人以上	99	111	

注 昭和30年1月1日現在を100とした30、12、31現在の規模別各労働者数。

る (第4表)。

第4表 産業別、労働者数の推移
(昭30.1.1～12.31)

規模別	労働者数	女子労働者数	有夫者数
総数	100	100	110
鉱業	97	93	98
建設業	87	84	70
製造業	100	100	109
卸売及び小売業	103	103	116
金融及び保険業	102	101	124
不動産業	109	110	95
運輸通信及びその他の公益事業	101	103	118
サービス業	102	105	113

注 昭30年1月1日現在の産業別、各労働者数を100とする。

有夫者数の一年間の増加の割合を29年の調査と比較すると、第5図のとおりで29年が総数で6.3%であるのに対し、30年は総数で10%の増加で、規模別に見てもそれぞれ前年を上回る増加を示している。このように、女子労働者の中に占める有夫者の割合が逐年増えていることは極めて注目すべき傾向といえよう。

二 女子保護実施状況

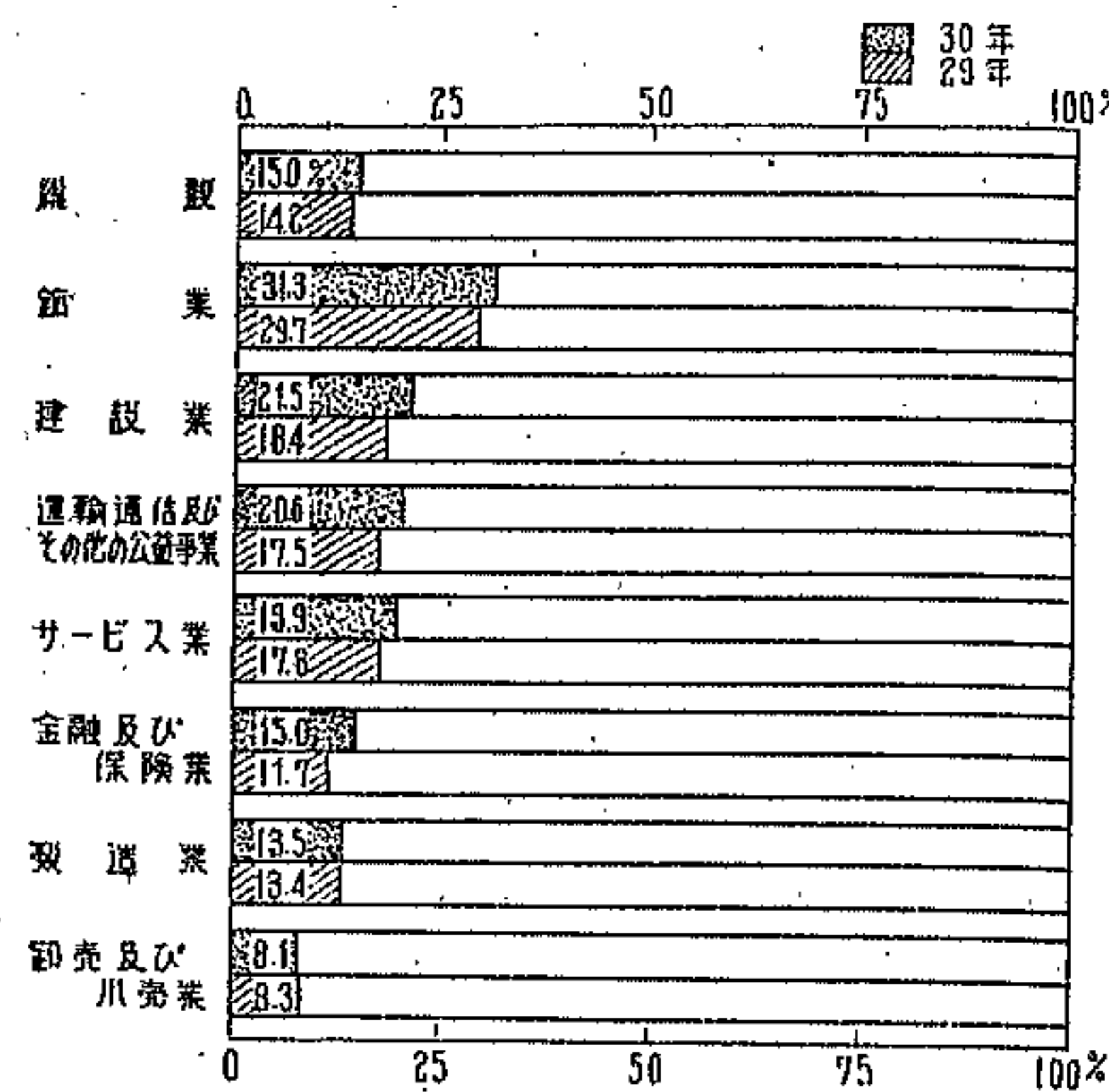
女子労働者の出産について労働基準法の実施状況、生・死産別件数、妊娠又は分娩を理由とする退職者及び生理休暇等について調査した。

以下、前年までの調査と比較し年々項目毎に説明することとする。

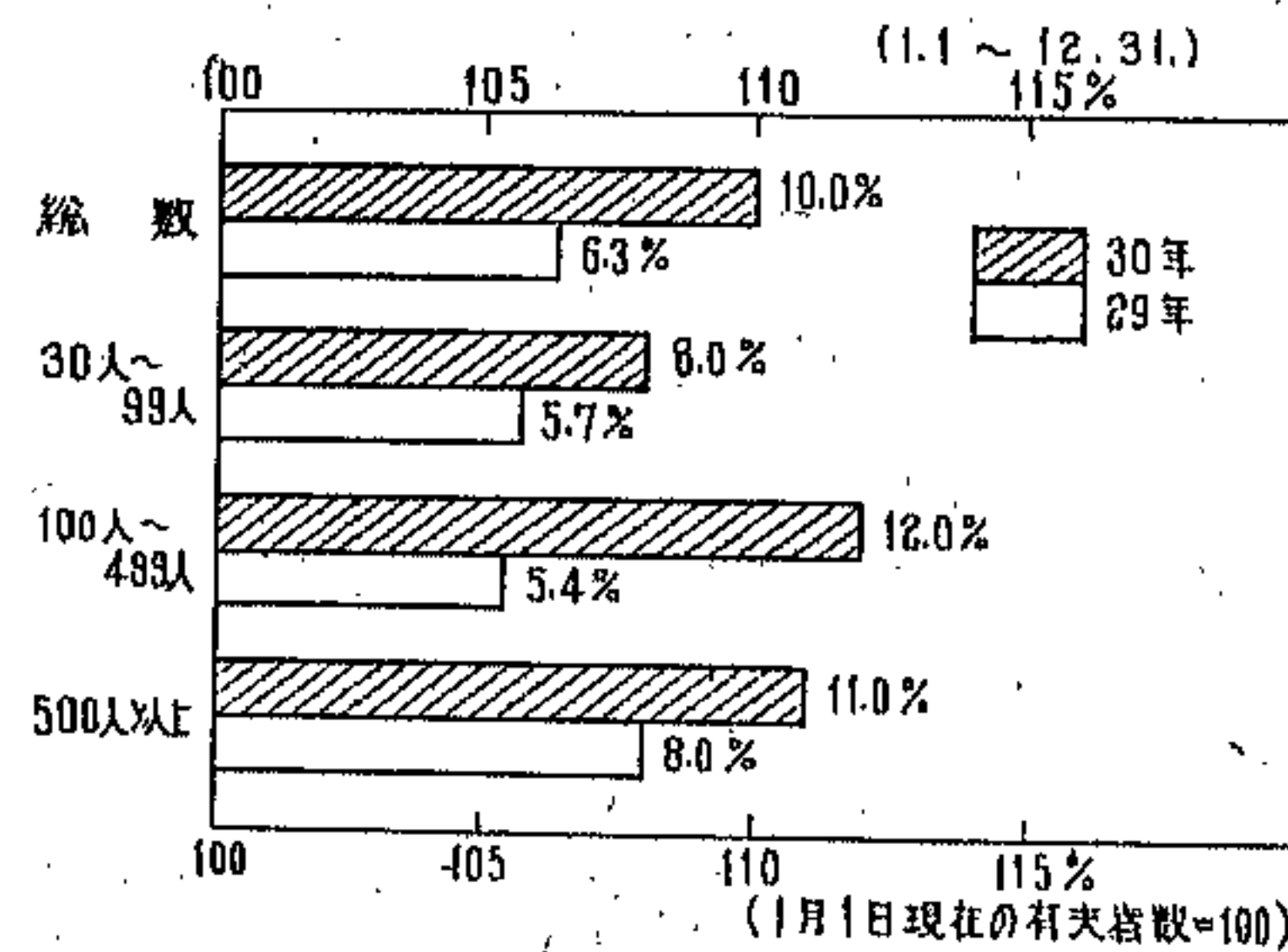
第5表 休暇日数別、産前休暇者数

休暇日数別	産前休暇者数 (%)	
	昭和30年	昭和29年
計	100.0	100.0
休暇日数6週以内	74.6	75.0
休暇日数6週を超える	22.0	22.7
休暇日数不明	3.4	2.3

第4図 産業別、女子労働者の中に占める有夫者の割合



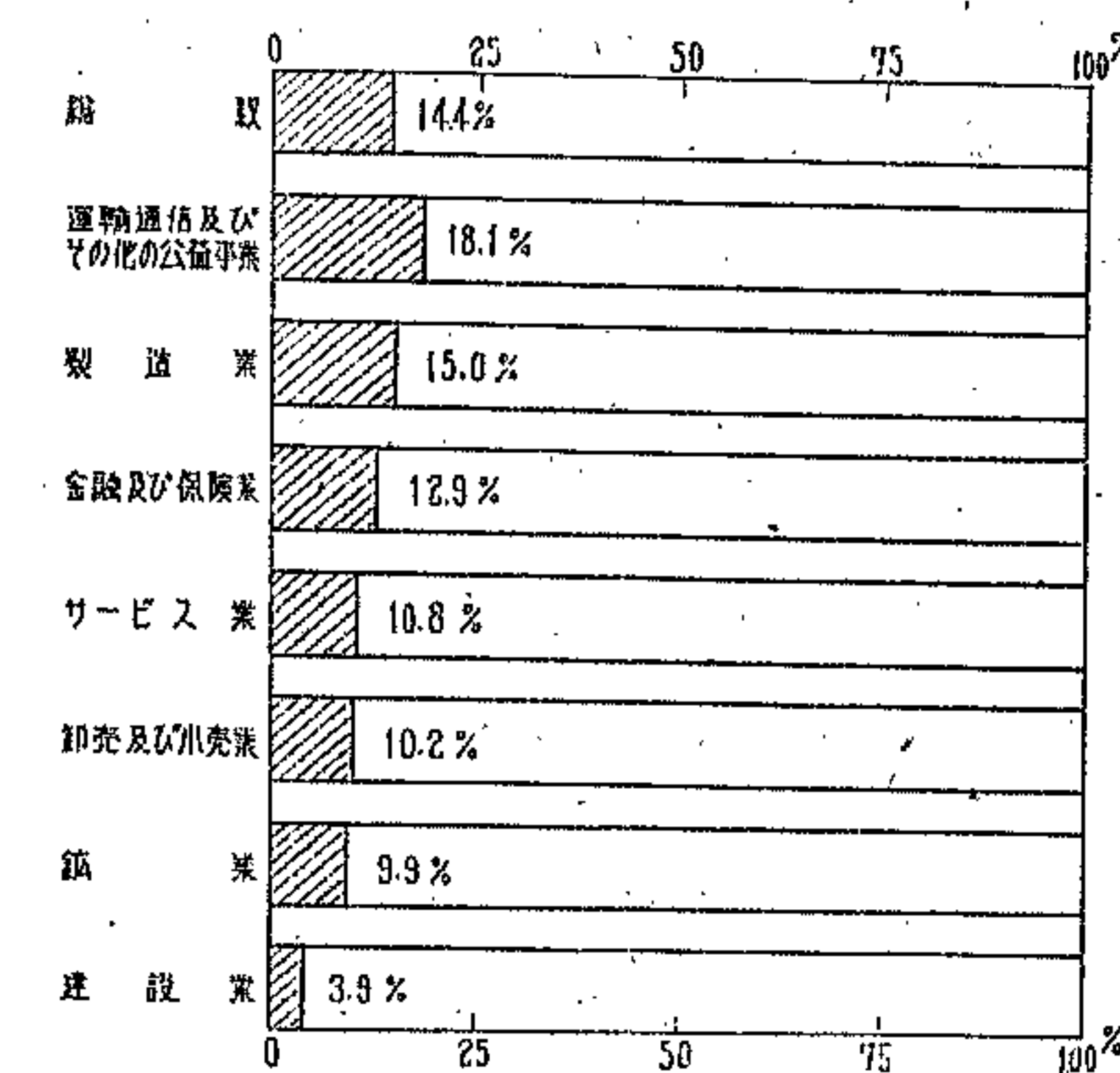
第5図 有夫者数の増加の割合



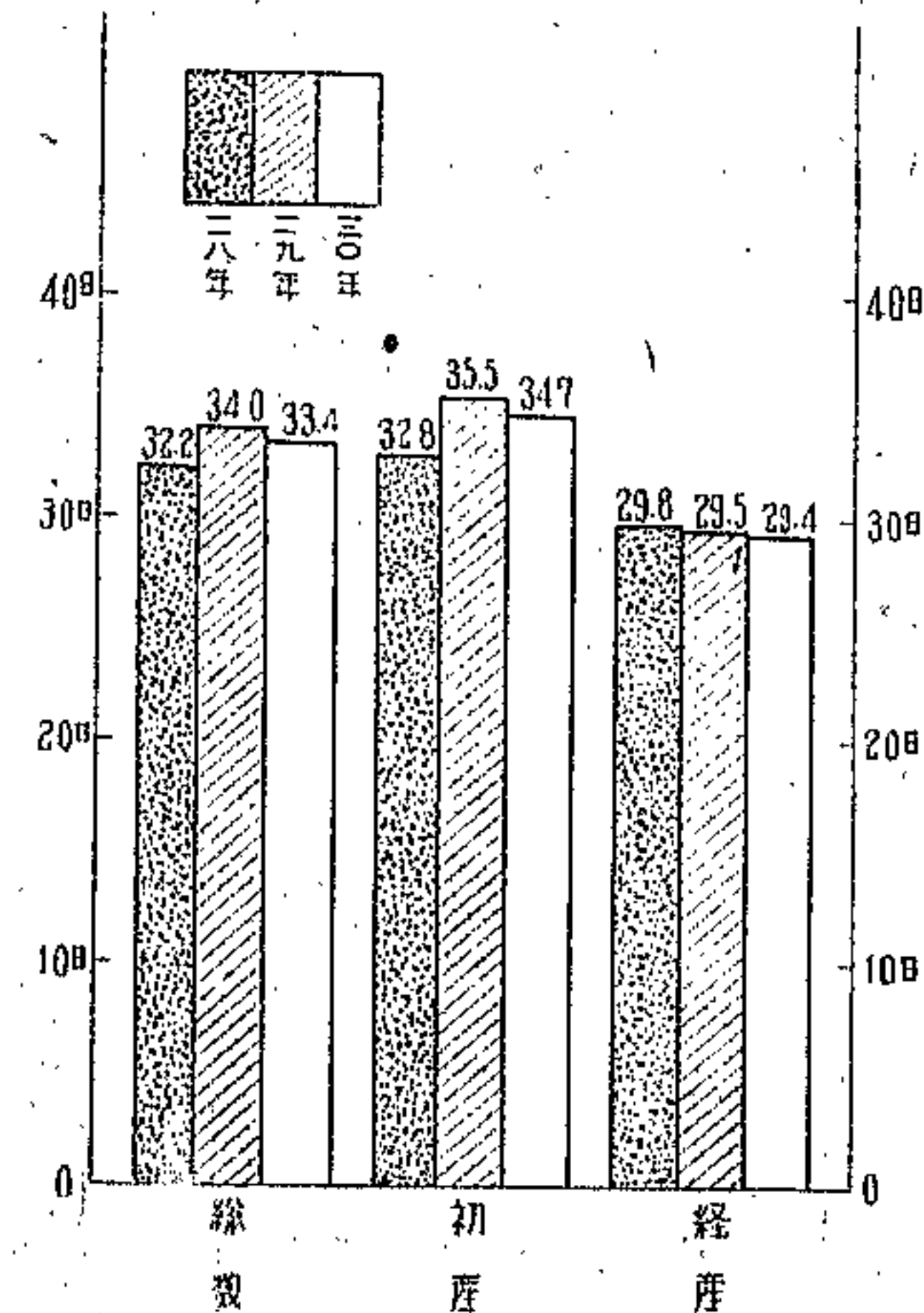
6図)。産前休暇者を休暇日数によつてわけると、休暇日数6週間以内の者が全体の74.6%、6週間を超えて休暇をとった者が全体の22.0%で、この割合は、前年の調査とほぼ同じであった (第5表)。

1人平均休暇日数は33.4日、初産産別では、初産者の平均休暇日数が34.7日、経産者の平均休暇日数は29.4日である。平均休暇日数を昭和28年及び29年の調査と比較して見ると、29年よりも0.6日少

第6図 有夫者の中の産前休暇者数



第7図 年次別、1人平均産前休暇日数



く、又28年より1.2日多くなっている。なお初産の平均休暇日数は、経産のそれより各年とも3日乃至6日多い (第7図)。

規模別では6表のとおりで、著しい差異は見られないが、何れも500人以上の事業場の休暇日数が僅か乍ら多くなっている。

第6表 規模別、1人平均産前休暇日数

規模別	1人平均休暇日数		
	昭和30年	昭和29年	昭和28年
総数	33.4	34.0	32.2
33人～99人	30.6	34.0	32.6
100人～499人	33.8	33.6	30.9
500人以上	34.5	34.4	33.2

第7表 休暇日数別、産後休暇者数

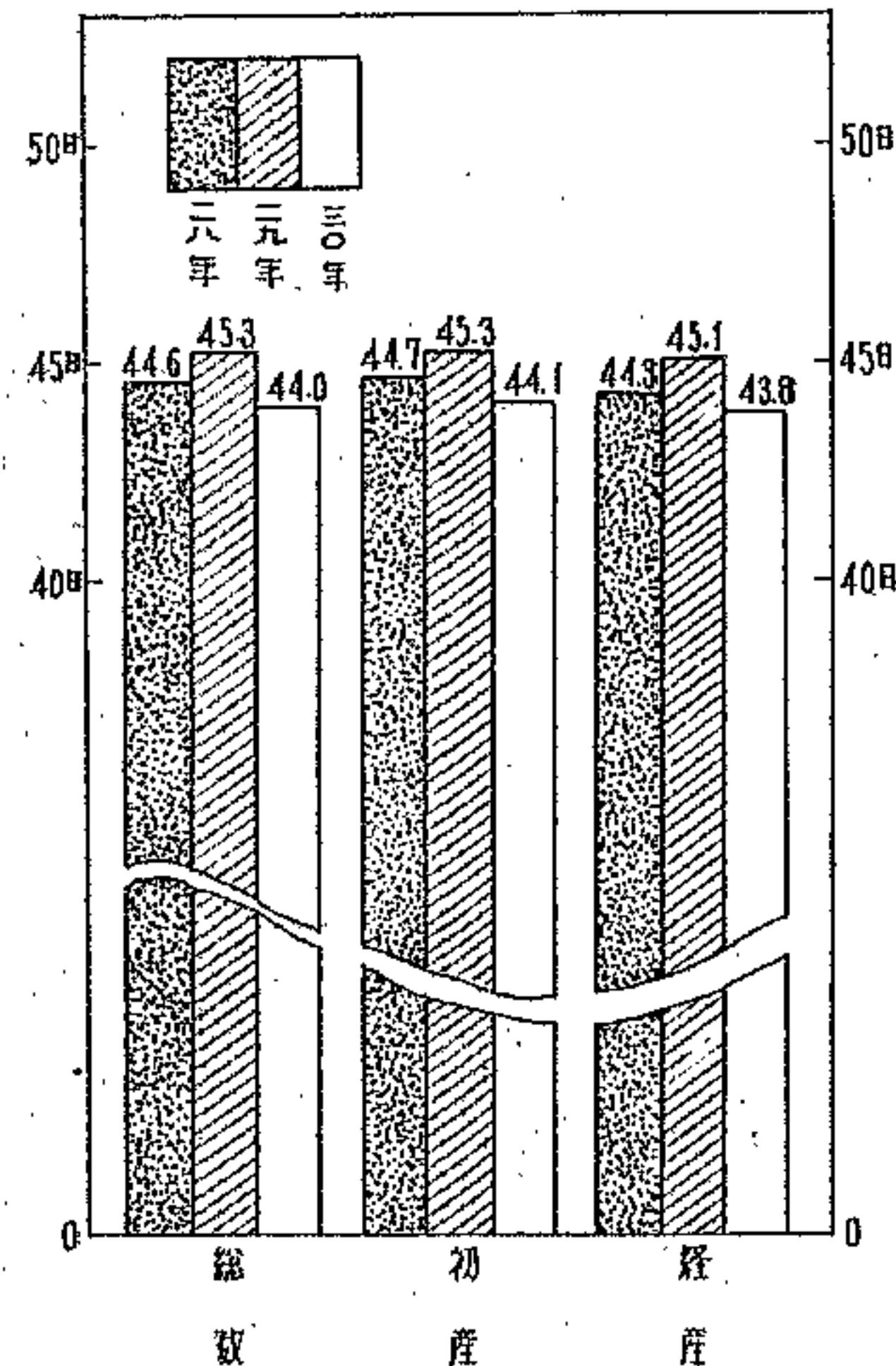
休暇日数別	産後休暇者数 (%)	
	昭和30年	昭和29年
計	100.0	100.0
休暇日数5週～6週	68.3	67.7
休暇日数6週を超える	25.1	27.1
休暇日数不明	6.6	5.2

(2) 産後休暇

産後休暇者を休暇日数によつて分けると、5週～6週の休暇をとった者が全体の約68%、6週を超える休暇をとった者が全体の25%で、6週間を超えるものの割合は、29年と比較すると2%少くなっている (第7表)。

1人平均休暇日数は44.0日で、前2回

第8図 年次別、1人平均産後休暇日数



の調査と比較して最も少ない日数である。初産者の平均休暇日数は44.1日、経産者は43.8日で従来の調査と同様、僅かに初産者の休暇日数の方が多い(第8図)。

第8表 規模別、1人平均産後休暇日数

規模別	1人平均休暇日数		
	昭和30年	昭和29年	昭和28年
総数	44.0	45.3	44.6
30人～99人	43.8	46.4	49.1
100人～499人	44.7	46.6	43.6
500人以上	43.4	43.2	43.1

平均休暇日数を規模別に見ると、第8表のとおりで、事業規模の大小による休暇日数の差異は明らかでないが、産前休暇(第6表)の場合とは反対に、500人を超える事業場の休暇日数が少ないという傾向が見られる。

(3) 生・死産別件数

出産の中に占める死産の割合は、6.6%である。なお、昭和30年における厚生省の全国調査によると、出産(1,910,235件)に対する死産(183,195件)の割合は9.6%である。

出産に対する死産の割合を、産業別に見ると第9図のとおりであるが、初経産別にみると前年と同様僅かではあるが初産より経産の死産の割合が高い(第9表)。

第9表 出産の中に占める死産の割合

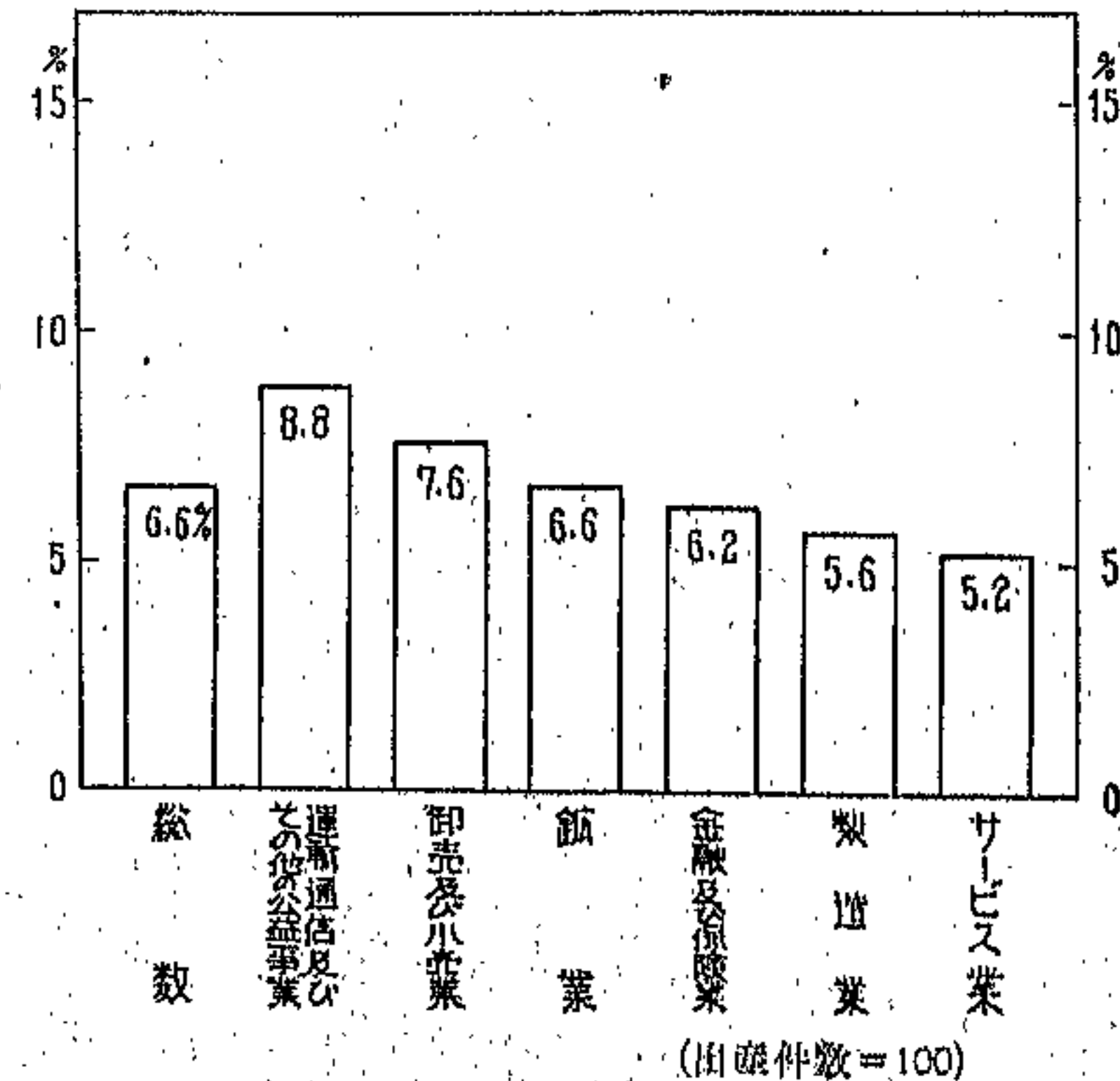
初経産別	死産件数(%)	
	昭和30年	昭和29年
計	6.6	6.9
初産	6.3	6.7
経産	7.3	7.6

(出産件数=100)

(4) 妊娠又は分娩を理由とする退職者

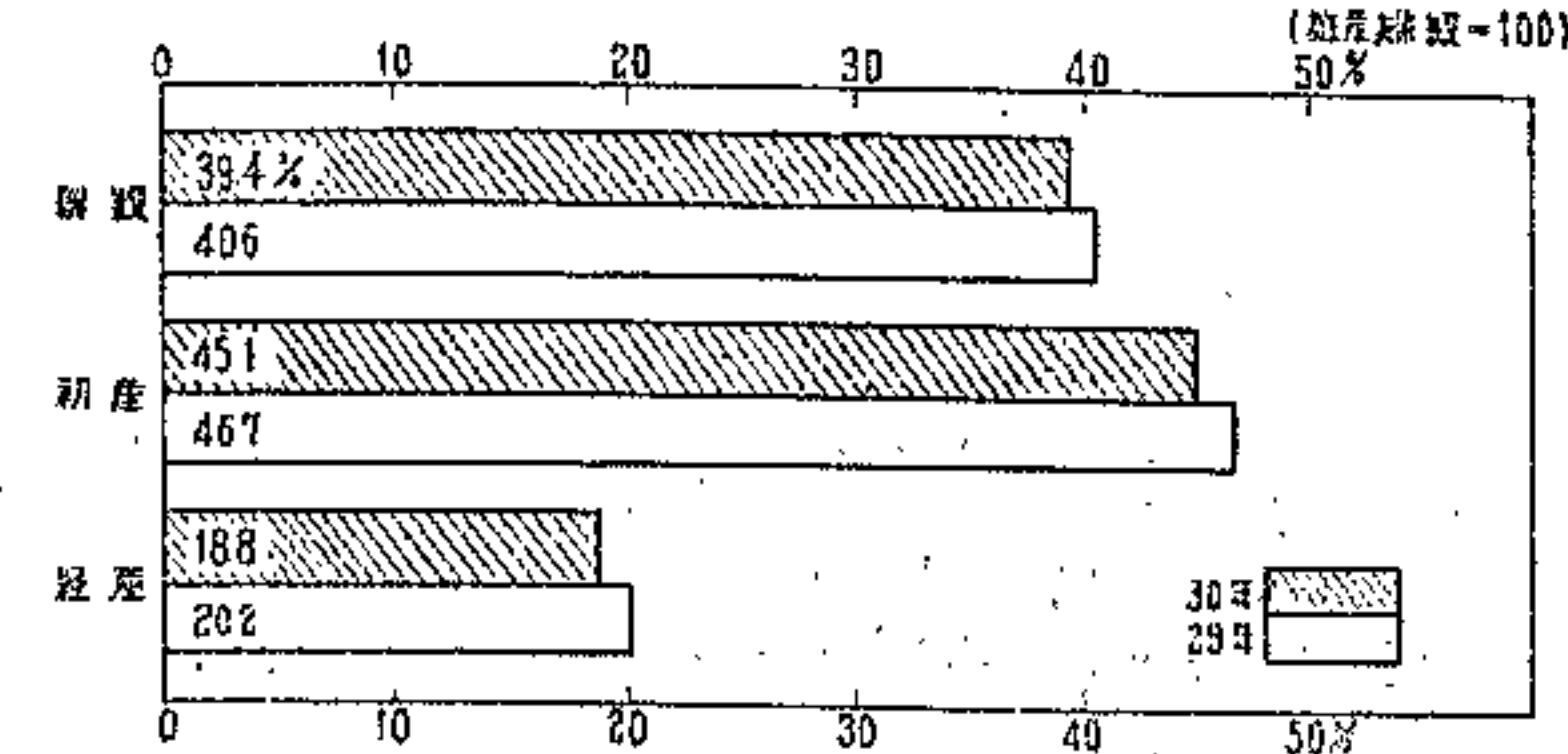
妊娠又は分娩を理由とする退職者は、妊産婦の39.4%で、29年の調査より1.2%少なかった。初経産別では、初産者45.1%、経産者18.8%であり、初産者は半数

第9図 出産の中に占める死産の割合

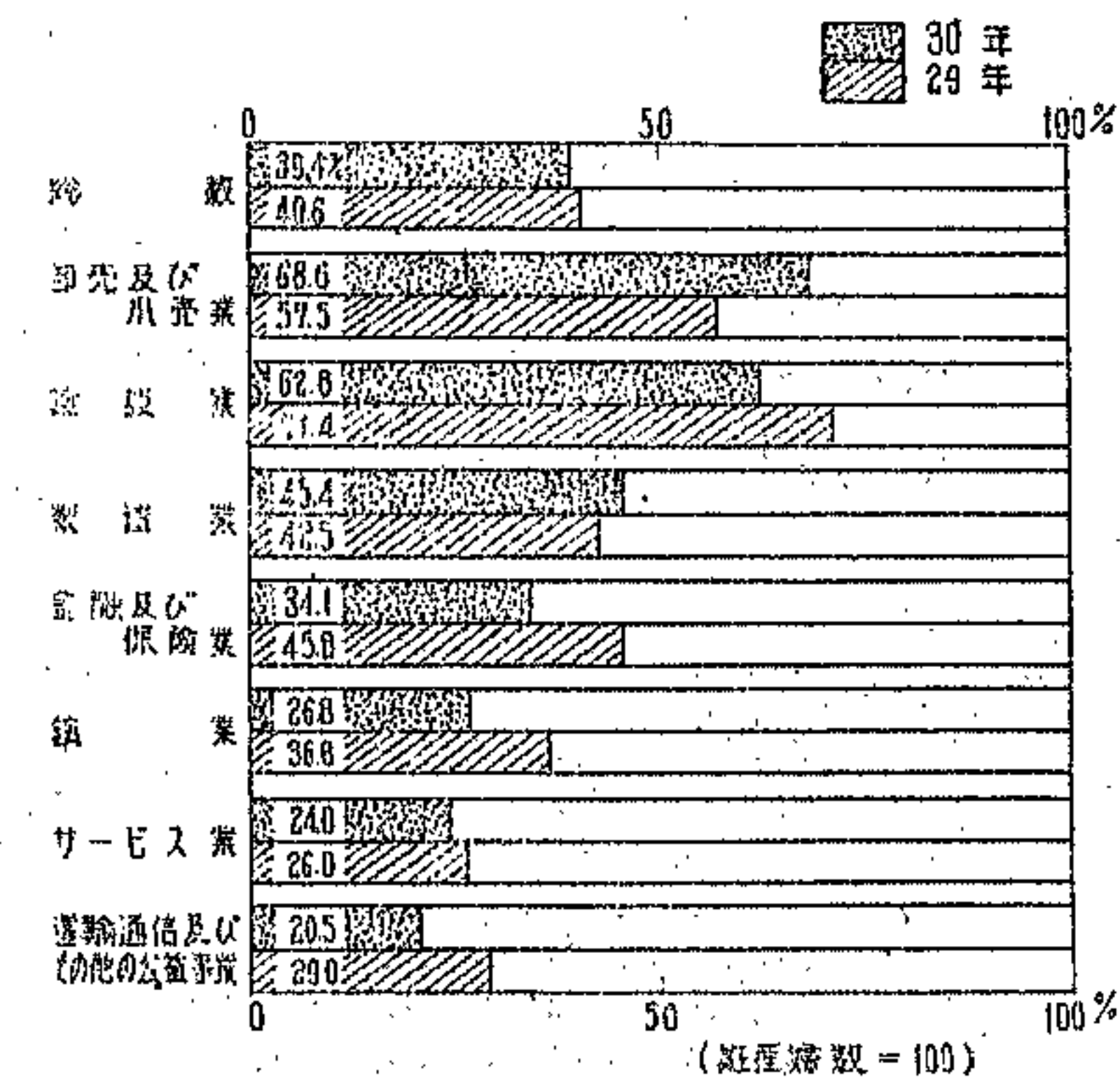


(出産件数=100)

第10図 初経産別、妊娠又は分娩を理由とする退職者数



第11図 産業別、妊娠又は分娩を理由とする退職者数



第10表 妊娠又は分娩を理由とする退職者数

規模別	退職者数(%)	
	昭和30年	昭和29年
総数	39.4	40.6
30人～99人	47.0	45.8
100人～499人	39.8	41.3
500人以上	34.2	37.3

(妊産婦数=100)

46.2%であった(第12図)。

(5) 産前における軽易業務転換

妊娠中の女子が請求した場合、使用者は他の軽易な業務に転換させなければならないと定めている労働基準法の規定の実施状況について転換者数及び転換した業務の内容を調査した。

近くが出産をけいきとして、退職しているのに対し、2度以上の妊娠又は分娩によつて退職するものははるかに少ない(第10図)。

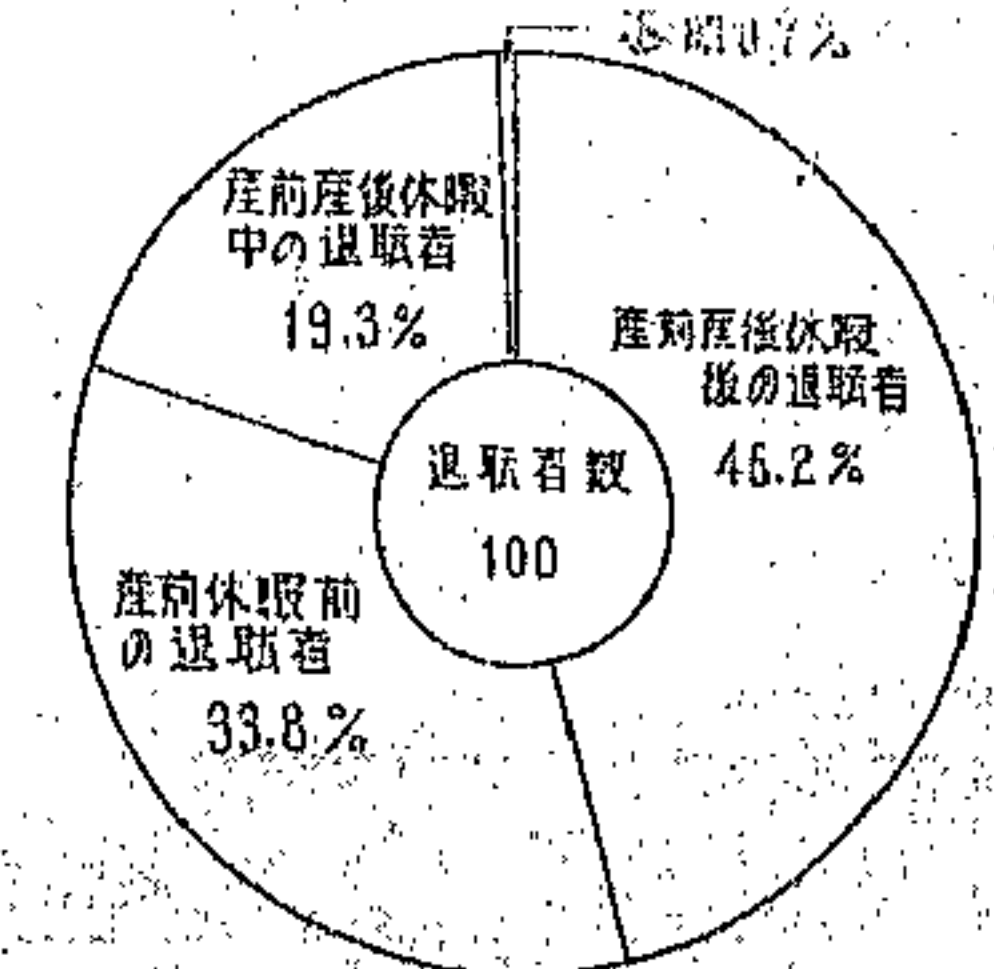
産業別に、妊産婦中における妊娠又は分娩を理由とする退職者の割合を見ると卸売及び小売業が68.6%で最も多く、建設業62.8%、製造業45.4%の順に多い。

なお、これを29年の調査について見ても卸売及び小売業と建設業は、それぞれ57.5%、71.4%と妊産婦の過半数が退職している(第11図)。

規模別では、第10表に見られるように500人以上では34.2%の退職者であるのに対し、30人～99人では47.0%が退職しており中小の事業場ほど退職する者の割合が多く29年と同様の傾向を示している。

退職者を、退職の時期によつて分けると、産前休暇前に退職した者が33.8%、産前産後休暇中の退職者は19.3%で産後休暇をとつたあと退職した者が最も多く

第12図 退職時期別に見た退職者数



(イ) 転換者数

妊婦のうち軽易業務に転換した者の割合は11.1%に当り29年より僅かに多くなっている。産業別では、運輸通信及びその他の公益事業が13.9%で最も多く、製造業11.9%、サービス業10.3%の順に多く転換者の多い産業としては鉱業の4.6%、金融及び保険業の1.1%がある(第13図)。

第11表 軽易業務に転換した者の割合

規模別	転換者数(%)	
	昭和30年	昭和29年
総数	11.1	10.1
30人～99人	10.8	10.4
100人～499人	15.2	11.8
500人以上	7.4	8.3

(妊婦数=100)

これを規模別に見ると、100人～499人の事業場が15.2%で最も多く、500人を超える大規模事業場が7.4%で最も少なかった(第11表)。

次に軽易業務に転換した者を、転換時期によつてわけて見ると、産前6週間より前に転換した者が78.1%、6週間以内に転換した者が19.6%で前年の調査と同様、転換者の3/4以上の者が産前6週間より前に転換している(第12表)。

(ロ) 軽易業務転換の内容

軽易業務転換について転換前の業務と転換後の業務を列記すると第13表のとおりで産業により、又職種によつてかなり異なっている。なお同一業務ではあるが、仕事の量を減らし、あるいは、通勤に便宜をはかつて、自宅より近距離の事業場へ転勤させたような例もあった。

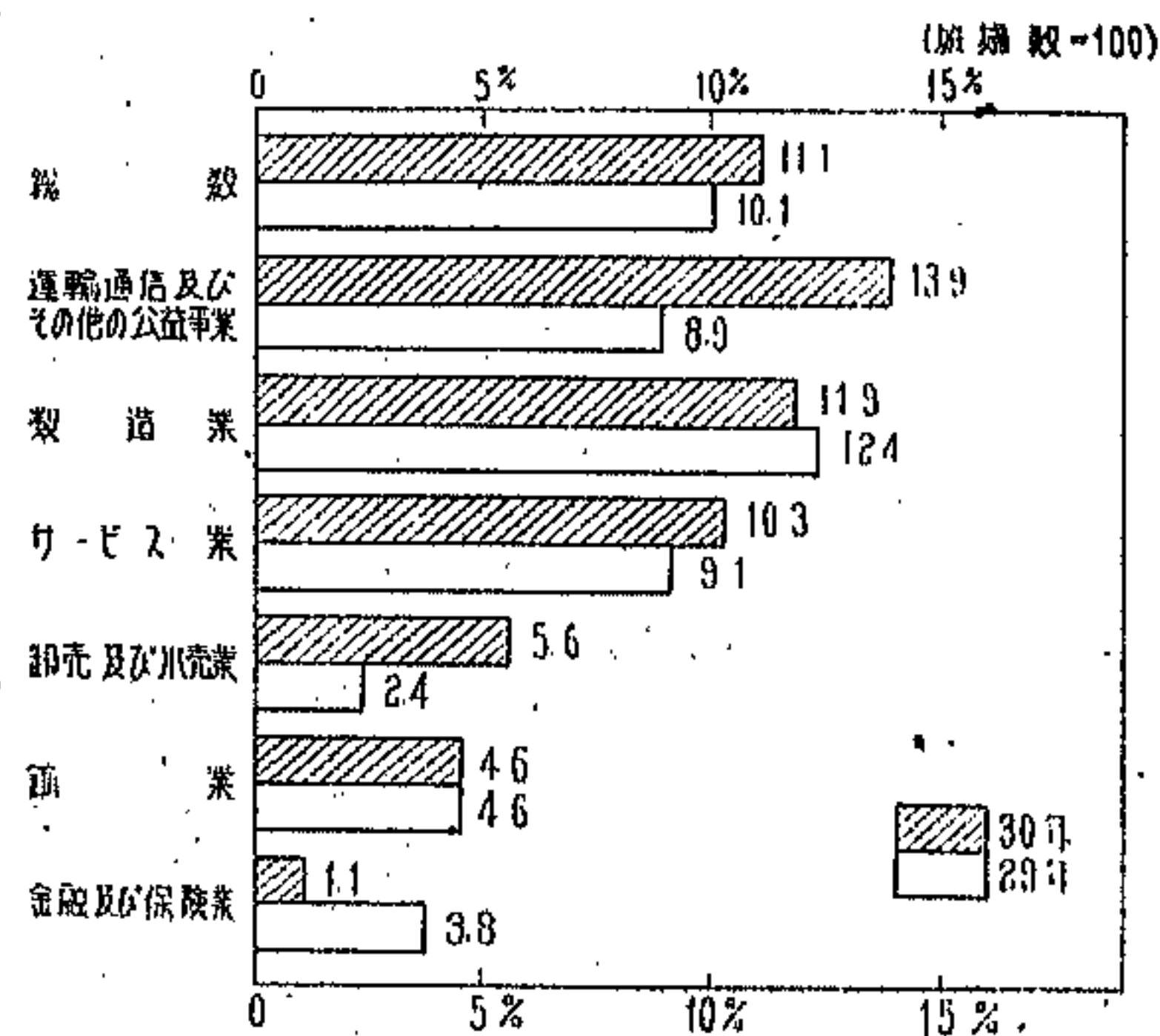
第13表 軽易業務転換の内容

転換の内 容	転換前の業務	転換後の業務	転換の内 容	転換前の業務	転換後の業務
産業別			産業別		
鉱業	石炭運搬	選炭作業	衣服及び身用品製造業	縫製(ミシン・アイロン使用)	検査
	選炭手選	雑役(軽作業)		製綿	仕上
	クラブ給仕	電話交換手	木材及び木製品製造業	木箱製作	雑役
	選炭作業	踏切番		鏡底面取作業	選分作業
製造業	選炭作業	踏切番			
	製品包装	選炭及び雑務			

第12表 軽易業務に転換した時期より見た転換者数

転換時期	転換者数(%)	
	昭和30年	昭和29年
計	100.0	100.0
産前6週間より前に転換	78.1	77.0
産前6週間目以後転換	19.6	22.6
転換時期不明	2.3	0.4

第13図 産業別、軽易業務に転換した者の割合



食料品製造業	塩詰作業.....レツテル折り 調理工.....包装工 空堀運搬、洗塩.....レツテル貼 詰込	紙及び類似品製造業	仕上荷造.....仕上包装 パルプ材脱皮.....仕上包装 紙袋のミシン掛.....紙袋修理 精撰係.....包装係 紙の包装.....腰掛けて紙をそろえる仕事
	資材係事務.....助手1人置き手 籠詰充填.....包 圧搾作業.....休憩室清掃及び 袋切り作業		化学工業
煙草製造業	葉摘.....葉剝配合 立つまま葉柄.....椅子に掛けたま を機械で載る作.....まコンペアーへ 葉を流す作業	ゴム製品製造業	ミシン掛け.....仕事場の整理 成型作業.....仕上作業 ブレード手.....押出助手補
	葉		ガラス及び土石製品製造業
繊維業	織布工.....雑役 補修(製品修整加工) 見廻り役 検査工 準備工 織布補助	第一次金属製造業	繊維科仕上.....調査科仕上 選別.....雑役 施軸工.....陶器の淵に線を引き く作業
	整乾.....原繰工 機織工.....選別 織機運転.....仕上工 糸繰.....整経 捺染工.....裁断工 管前毛.....糸繰 打綿機工.....綿袋レツテル貼 精紡台持工.....精紡台外工 製繰.....下拵 捲糸.....床拵 撚糸工.....仕上工 機械保全.....機械みがき 梱包口縫.....屑糸処理 精紡保全工.....撰 糸継ぎ作業.....機械部品みがき 運搬、箱詰、織.....ワインダー、反 布及び階上作業.....物修正階下作業	金属製品製造業	鋼材の検査.....事務補助 砥石積卸.....小使
紡織業	織布工.....雑役 補修(製品修整加工) 見廻り役 検査工 準備工 織布補助	機械製造業	罐拭き.....キャップを数える 仕事 印刷工.....検査工 小型機械使用.....手作業
	整乾.....原繰工 機織工.....選別 織機運転.....仕上工 糸繰.....整経 捺染工.....裁断工 管前毛.....糸繰 打綿機工.....綿袋レツテル貼 精紡台持工.....精紡台外工 製繰.....下拵 捲糸.....床拵 撚糸工.....仕上工 機械保全.....機械みがき 梱包口縫.....屑糸処理 精紡保全工.....撰 糸継ぎ作業.....機械部品みがき 運搬、箱詰、織.....ワインダー、反 布及び階上作業.....物修正階下作業	輸送用機械器具製造業	掃除夫.....受付 フライス.....検査 パープレス.....ロクロ 機械取扱.....組立作業 工具係.....事務
運輸通信及びその他の公益事業	エレベータ運転.....製本 衣裳着付.....衣裳製作 食堂給仕.....カウンター係 車掌.....事務補助 夜勤を含む循環.....日勤専務 勤務	その他の製造業	客車用布面張替.....棚網修理 繰糸再繰.....検査 試験係.....包装係 目貼工(立業).....函詰工(座業) クリーム充填.....能書折り
	電話交換.....郵便窓口 保険外勤.....保険内勤 電話交換要員.....交換証検査事務	サービス業	販売員.....事務係 家具売場.....カメラ売場
運輸通信及びその他の公益事業	エレベータ運転.....製本 衣裳着付.....衣裳製作 食堂給仕.....カウンター係 車掌.....事務補助 夜勤を含む循環.....日勤専務 勤務	サービス業	客車の清掃作業.....職員詰所の清掃作業 動力ミシンによる被服の修理.....材料の解体及び組付け 電話一般交換.....閑散回線担当 調定係事務.....営業係事務補助 (料金計算)
	電話交換.....郵便窓口 保険外勤.....保険内勤 電話交換要員.....交換証検査事務		電話交換.....同夜勤免除 現地出張診療.....所内診療

(6) 育 児 時 間

産婦（産後休暇者から産後休暇中退職した者を除いた数）のうち、育児時間を請求した者の割合は46.8%で、半数に満たない。産業別にみると、運輸通信及びその他の公益事業の50.2%が最も多く、製造業47.7%、鉱業47.0%の順に多い（第14図）。規模別にみると、大規模の事業場程育児時間を請求した者の割合が多く、500人以上の50.4%に対して30人～99人で育児時間を請求したものは40.9%となっている（第14表）。

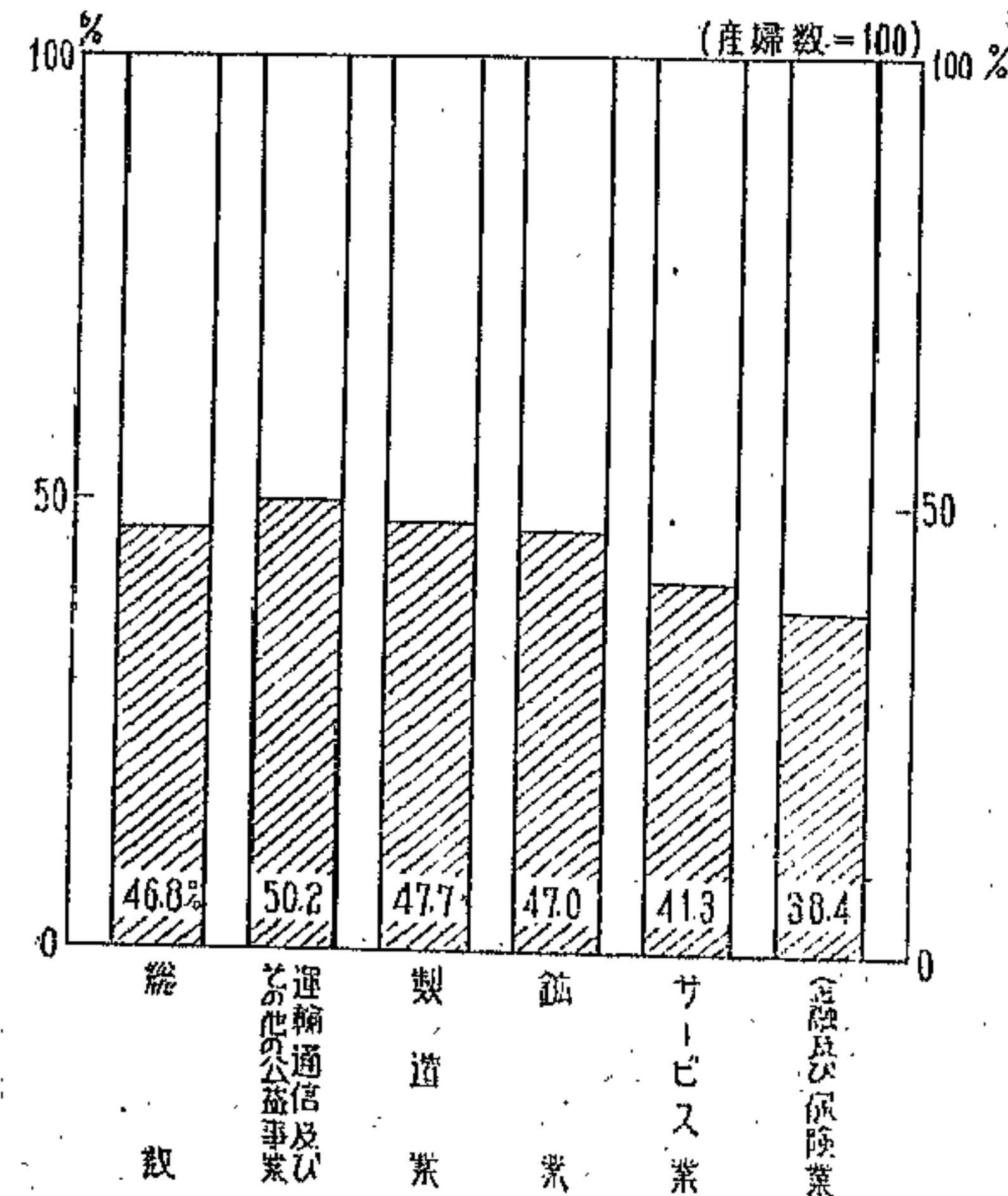
育児時間を請求した者に与えられた時間についてみると、労働基準法に定められている「1日2回

第14表 規模別育児時間を請求した者の割合

規 模 別	育児時間請求実人員 (%)
総 計	46.8
30人～99人	40.9
100人～499人	46.6
500人以上	50.4

(産婦数=100)

第14図 産業別、育児時間を請求した者の割合



第15表 時間別に見た育児時間請求者数

時 間 別	請求実人員 (%)	
	昭和30年	昭和29年
総 数	100.0	100.0
1日2回各30分	92.7	94.4
1日2回各30分以上	7.0	5.6
不明	0.3	-

各30分」に該当する者は92.7%で、29年の調査と同様9割以上を占め、1日2回各30分を超える時間を与えられた者は7.0%であった（第15表）。

(7) 生 理 休 暇

女子労働者のうち、生理休暇を請求（30年中に少なくとも1回以上）した者は女子労働者の23.3%で、29年の23.7%とほぼ同じ割合であった。産業別では、運輸通信及びその他の公益事業の41.6%、卸売及び小売業27.7%、製造業22.6%の順に多く、少い産業としては、金融及び保険業7.6%、サービス業の7.3%がある。これらの差異は、女子労働者の従事する業務の態様にもよると思われる（第15図）。なお製造業の中では煙草製造業の58.0%が

最も請求率が高かった。

規模別にみると、30人～99人の事業場では10.2%の女子労働者が請求しているに過ぎないが、100～499人では23.5%、500人以上では31.2%が請求しており、

第16表 生理休暇の請求実人員

規 模 別	請求実人員 (%)	
	昭和30年	昭和29年
総 数	23.3	23.7
30人～99人	10.2	12.0
100人～499人	23.5	21.7
500人以上	31.2	33.1

(女子労働者数=100)

事業の規模が大きくなるほど生理休暇を請求した者の割合が多くなっている（第16表）。

1回の平均休暇日数は1.5日であり、1回の生理時の休暇は1日乃至2日の者が最も多い。産業別では、鉱業が2.3日で一番多く、その他の産業では特に著しい差異は見られなかった（第15図）。

生理休暇を請求した女子労働者の1年間の平均請求回数は4.7回で、事業規模によって特に著しい差はなかった。生理休暇の1年間の総日数を女子労働者1人当りにすると1.6日で、29年の調査より0.1日多く、これを規模別にみると、30人～99人の事業場では0.8日となるのに対し、請求実人員が3割余を占めている500人以上の事業場では2.4日となっている（第17表）。

なお調査事業場のうち女子労働者が生理休暇をとっている事業場は30.7%であった。

第17表 生理休暇年間請求回数及び女子労働者1人当りに見た平均休暇日数

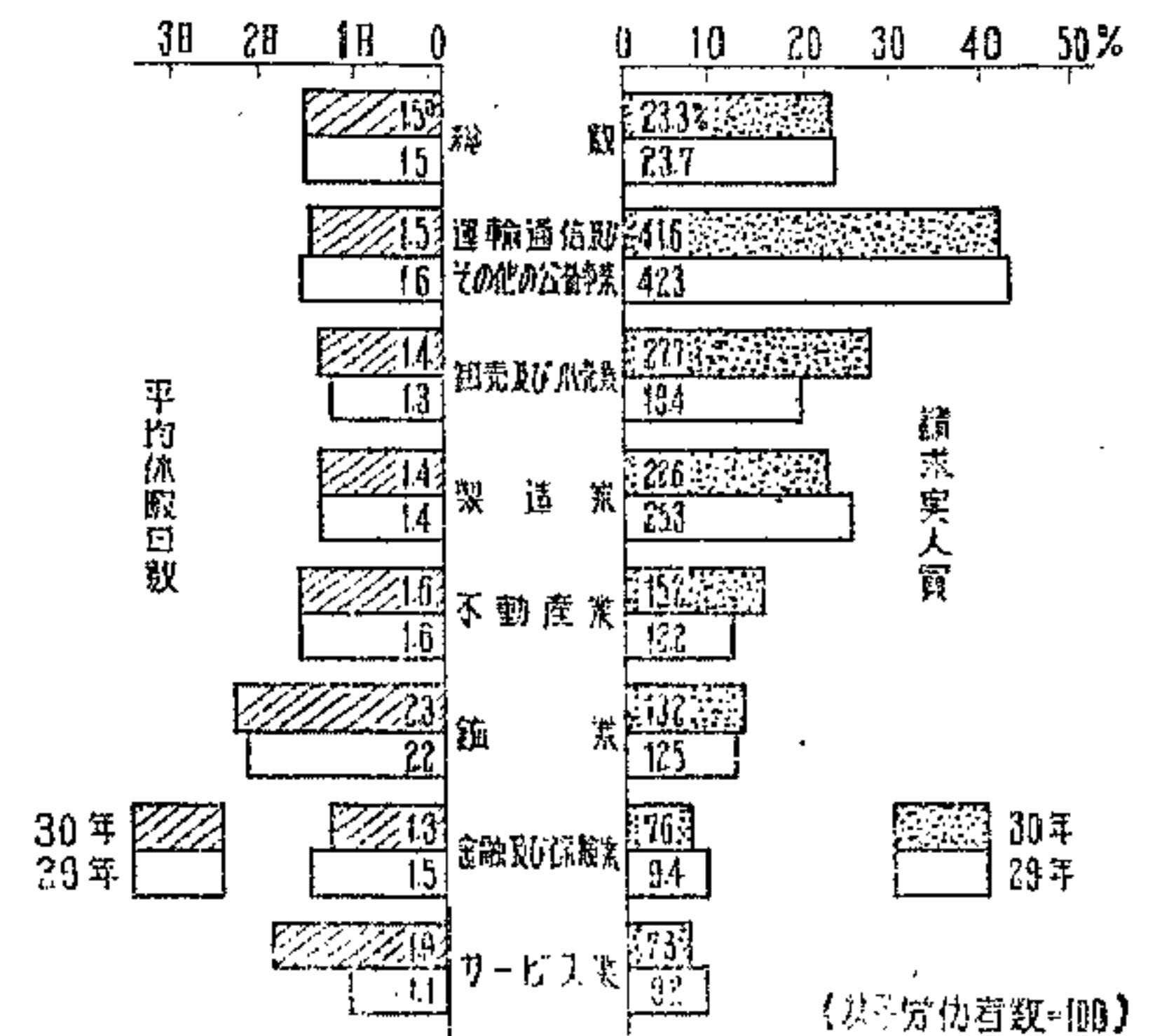
区 分	請求した女子労働者1人 平均年間請求回数		女子労働者1人当りに見た 場合の年間平均休暇日数	
	昭和30年	昭和29年	昭和30年	昭和29年
規 模 別				
総 数	4.7	4.3	1.6	1.5
30人～99人	5.3	5.1	0.8	1.0
100人～499人	4.1	4.0	1.3	1.2
500人以上	5.0	4.3	2.4	2.1

三 労働協約又は就業規則の中の女子保護規定

労働協約又は就業規則の中の産前産後の休暇、生理休暇及び育児時間に関する女子労働者保護の規定について調査した。

調査事業場のうち労働協約を有する事業場は55.5%で、事業の規模が大きい程その割合は高くなつて

第15図 生理休暇の平均休暇日数及び請求実人員



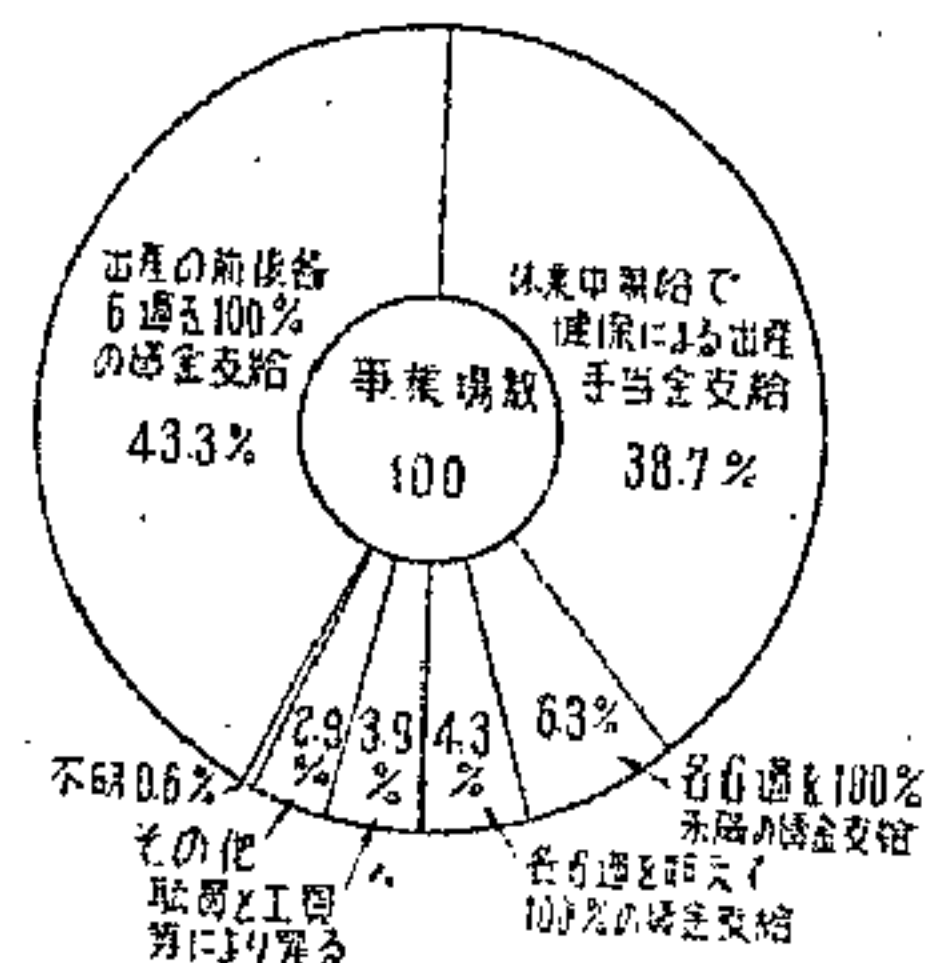
いる。すなわち、30人～99人では51.2%であるのに対し、500人以上の事業場では76.9%が労働協約を有している。

(1) 産前産後休暇

① 給 与

調査事業場のうち産前産後の給与について、労働協約又は就業規則の中に定めのある事業場は、67.9%に当り、これを給与の内容及びその期間にしたがってわけると、第16図のとおりで、出産前後の各6週について100%の賃金を支給するものが最も多く43.3%、休暇中無給で健康保険法による出産手当金を支給するものが38.7%となつている。

第16図 産前産後休暇中の給与の規定から見た事業場数



出産の前後各6週を超えて100%の賃金を支給する事業場は4.3%であるが、そのうちで7週以内が産前41.1%、産後44.3%で最も多く、産前産後の区別なく通算12週を超えると定めているものが21.1%あつた(第18表)。

職員と工員等により異なる給与を定めている事業場は、3.9%でその支給内容を見ると、職員には出産休暇中100%の賃金を支給するが工員は無給で健康保険法による出産手当金というものが多い、その外職員は、通常の賃金と出産手当金の差額を支給し、あるいは出産前後各6週を超えて賃金を補償しているのに対し、工員はその殆んどが無給である。

最後に「その他」の支給方法を定めている2.9%の事業場には、産前1週、産後5週又は50日間に100%の賃金を支給するもの、産前7週産後6週は70%の賃金を支給する。あるいは、産前産後の休暇期間中の最初の1カ月は基本給の90%、2カ月以内70%、3カ月以内40%というように休暇期間により給与の異なるもの等がある。

② 休 暇 日 数

産前産後の休暇日数について労働協約又は就業規則中にその定めのある事業場は、調査事業場の72.8%であるが、これを休暇日数によつてわけると、基準法に定めている出産前後各6週とする事業場が91.5%を占め、出産前後6週を超えるものは8.0%であつた(第17図)。

出産前後の休暇日数が6週を超えると定めている事業場を休暇日数にしたがってわけると、第

第18表 出産前後各6週を超えて100%の賃金を支給する事業場数

支 給 期 間	事 業 場 数 (%)	
	産 前	産 後
総 数	100.0	100.0
7 週 以 内	41.1	44.3
8 週 以 内	3.8	12.9
9 週 以 内	8.8	2.6
9 週 以 上	3.8	0.3
通算12週を超える	21.1	21.1
不 明	21.4	18.8

第19表 出産前後の休暇日数が6週を超える事業場数

休 暇 日 数	事 業 場 数 (%)	
	産 前	産 後
総 数	100.0	100.0
7 週 以 内	38.6	39.8
8 週 以 内	1.0	7.1
9 週 以 内	2.3	2.2
9 週 以 上	5.5	0.1
通算12週を超える	47.8	47.8
不 明	4.8	3.0

19表のとおりで、産前、産後の区別なく通算12週を超えるものが最も多く47.8%、7週以内が産前では38.6%、産後では39.8%となつている。

(2) 生 理 休 暇

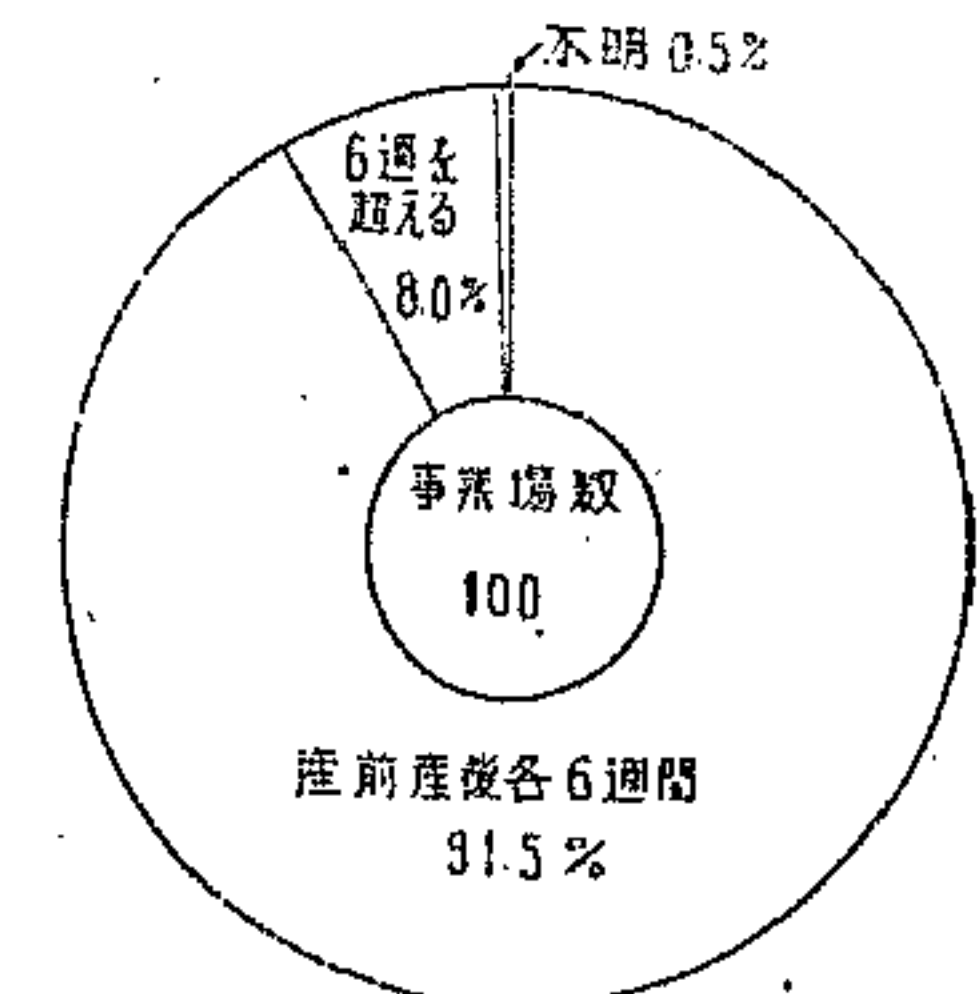
生理休暇について労働協約又は就業規則に定めのある事業場は、調査事業場の65.4%である。これを生理休暇中の給与について有給、無給別にみると、有給とする事業場が77.6%を占め、無給の事業場は21.7%である(第18図)。

有給である事業場を、毎潮又は1カ月の有給日数について見ると、毎潮又は1カ月2日とするものが41.6%、3日が13.5%、日数に制限なく必要日数を有給とするものが12.4%である。職種により有給日数の異なる事業場0.5%は、軽労働2日、重労働3日というように業務内容により区別しているものである(第20表)。

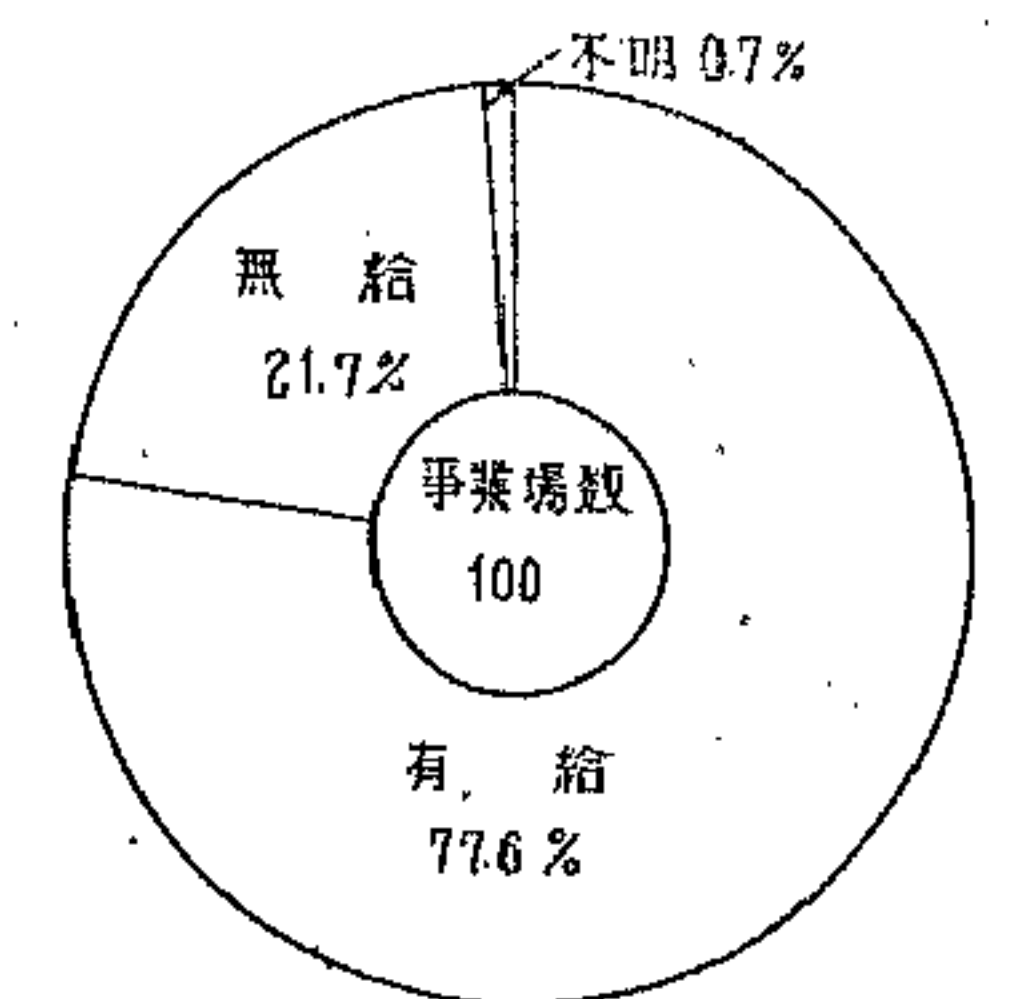
第20表 生理休暇中の給与を有給日数別にみた事業場数

有 給 日 数	事 業 場 数 (%)
有 給 の 事 業 場 数	100.0
有 給 日 数 2 日	41.6
〃 3 日	13.5
〃 1 日	5.8
〃 4 日以上	1.5
必 要 日 数	12.4
職 種 により 異 なる	0.5
不 明	24.7

第17図 産前産後の休暇日数別にみた事業場数



第18図 生理休暇中の給与を有給無給別にみた事業場数



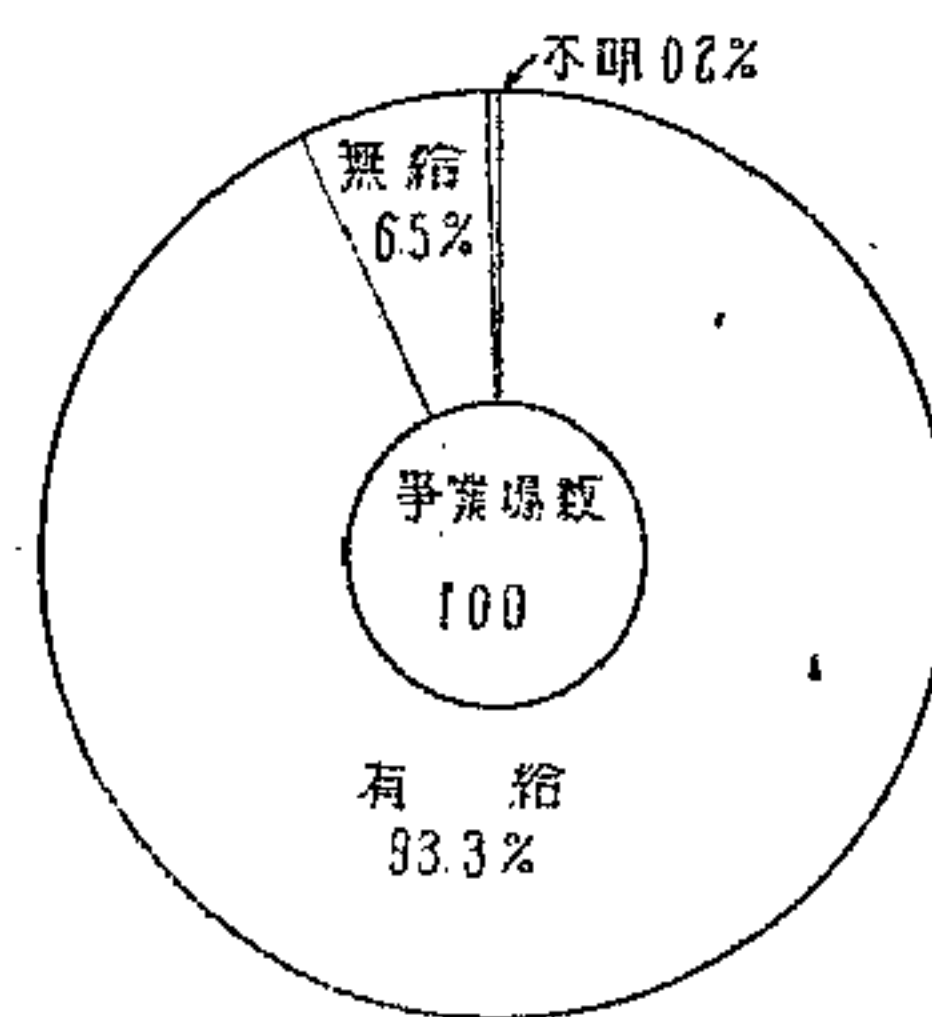
有給である場合の給与額は、100%の賃金を支給し、生理休暇をとつたため賃金を減額しないとするものが最も多く、各種手当を除いて基本給のみを支給するもの、平均賃金の一定割合(100%未満)を支給するもの等がある。

(3) 育 児 時 間

① 給 与

育児時間中の給与について労働協約又は就業規則の中に定めのある事業場は、調査事業場の42.8%であるが、そのうち有給とする事業場が93.3%を占めており、無給とするものは6.5%

第19図 育児時間中の給与を有給無給別に
見た事業場数



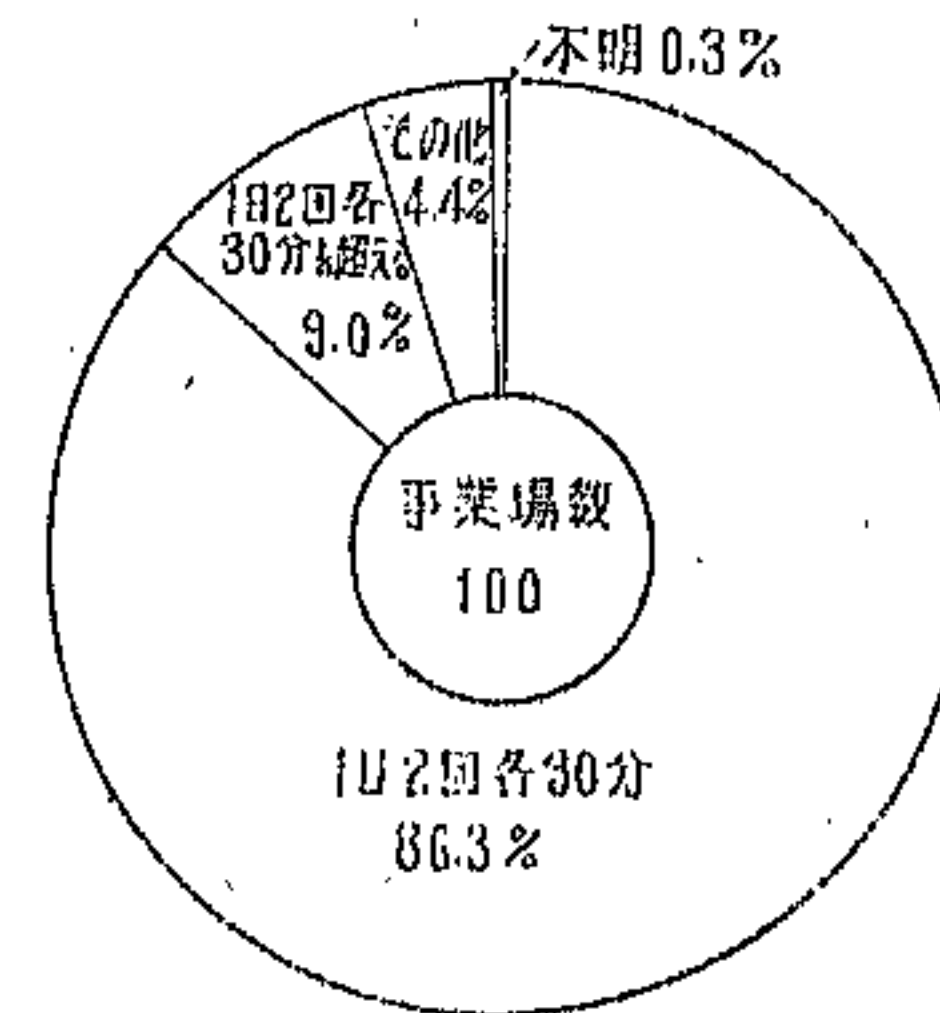
に過ぎない(第19図)。有給である事業場の給与の内容は、その大部分が育児時間をとつたため賃金を減額しないとしており僅かではあるが基本給のみを支給し各種手当(奨励金、生産手当等)を支給しないとするものがあつた。

問 時 間

育児時間について、労働協約又は就業規則に定めのある事業場は51.0%で調査事業場の約半数である。

育児時間について定めのある事業場がどの程度の時間を与えるかによつてわけて見ると、1日2回各30分を与える事業場が86.3%で最も多く、1日2回各30分以上の育児時間を与える事業場が9.0%であつた。なおその他の事業場4.4%の中には、1日3回各30分以内、1時間以内で1日3回、1日のうち45分を2回と15分を2回、あわせて4回与えるもの、時間及び回数に定なく適宜に与えると定めているもの等がある(第20図)。

第20図 育児のための時間より見た
事業場数



第1表 規模別調査事業場数

産 業 分 類	規 模	総 数	30人~99人	100人~499人	500人以上
総 計		3,061	1,285	1,161	615
D 鉱 業		135	29	42	64
E 建 設 業		118	60	50	8
F 製 造 業(計)		1,543	623	570	350
19. 武 器 製 造 業		5	1	4	-
20. 食 料 品 製 造 業		107	54	43	10
21. 煙 草 製 造 業		19	5	3	11
22. 紡 織 業		333	115	127	91
23. 衣服及び身廻品製造業		39	28	11	-
24. 木材及び木製品製造業		70	52	16	2
25. 家具及び装備品製造業		8	5	3	-
26. 紙及び類似品製造業		54	16	20	18
27. 印刷、出版及び類似産業		63	28	27	8
28. 化 学 工 業		146	35	62	49
29. 石油及び石炭製品製造業		14	7	3	4
30. ゴ ム 製 品 製 造 業		31	10	17	4
31. 皮革及び皮革製品製造業		8	5	3	-
32. ガラス及び土石製品製造業		62	22	29	11
33. 第 一 次 金 属 製 造 業		78	22	24	32
34. 金 属 製 品 製 造 業		120	69	41	10
35. 機 械 製 造 業		120	50	50	20
36. 電気機械器具製造業		89	29	29	31
37. 輸送用機械器具製造業		84	26	23	35
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		24	8	10	6
39. そ の 他 の 製 造 業		69	36	25	8
G 卸 売 及 び 小 売 業		190	122	47	21
H 金 融 及 び 保 険 業		187	125	37	25
I 不 動 産 業		11	5	6	-
J 運輸通信及びその他の公益事業		769	247	381	141
K サ ー ビ ス 業		108	74	28	6

第2表 規模別調査

産業分類	規模 労働者数	総数					30人～	
		労働者 総数	女子労働者数			女子労働者 のうち 有夫者数	労働者 総数	女子 小計
			小計	満18歳 未満	満18歳 以上			
総計		1,252,809	288,369	39,991	248,378	38,646	71,144	21,254
D 鉱業		140,701	10,024	113	9,911	2,946	1,736	334
E 建設業		20,009	1,842	26	1,816	387	3,464	350
F 製造業(計)		698,346	201,194	35,426	165,768	23,946	34,491	11,405
19. 武器製造業		1,059	175	1	174	50	49	7
20. 食料品製造業		22,809	7,615	709	6,906	1,668	2,817	888
21. 煙草製造業		10,905	5,678	195	5,483	1,873	294	18
22. 繊維業		140,753	102,208	23,689	78,519	6,103	6,638	4,429
23. 衣服及び身廻品製造業		3,091	2,177	551	1,626	232	1,474	956
24. 木材及び木製品製造業		7,108	1,796	413	1,383	366	2,701	635
25. 家具及び装備品製造業		818	174	12	162	63	348	37
26. 紙及び類似品製造業		21,710	3,957	384	3,573	1,069	886	358
27. 印刷、出版及び類似産業		16,416	2,996	259	2,737	465	1,528	294
28. 化学工業		119,767	25,367	3,481	21,886	3,494	2,074	466
29. 石油及び石炭製品製造業		4,457	563	7	556	101	412	91
30. ゴム製品製造業		8,969	3,002	494	2,508	630	579	207
31. 皮革及び皮革製品製造業		851	222	37	185	39	205	51
32. ガラス及び土石製品製造業		20,676	5,515	961	4,554	1,214	1,185	324
33. 第一次金属製造業		96,972	6,499	61	6,438	1,736	4,062	123
34. 金属製品製造業		24,339	3,522	442	3,080	718	3,850	643
35. 機械製造業		40,163	3,611	211	3,400	615	2,951	306
36. 電気機械器具製造業		48,156	11,642	1,579	10,063	1,276	1,644	551
37. 輸送用機械器具製造業		82,485	5,800	279	5,521	1,072	1,502	184
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		10,951	3,366	979	2,387	300	497	138
39. その他の製造業		15,891	5,309	682	4,627	862	1,795	699
G 卸売及び小売業		37,847	16,681	1,005	15,676	1,334	6,608	1,872
H 金融及び保険業		39,835	15,698	205	15,493	2,382	6,233	2,156
I 不動産業		1,585	503	3	500	55	334	57
J 運輸通信及びその他の公益事業		299,928	35,798	2,832	32,966	6,409	14,133	2,929
K サービス業		14,558	6,629	381	6,248	1,187	4,145	2,151

事業場の労働者数

(昭和30年12月31日現在)

99人			100人～499人					500人以上				
労働者数 満18歳 未満	満18歳 以上	女子労働者 のうち 有夫者数	労働者 総数	女子労働者数			女子労働者 のうち 有夫者数	労働者 総数	女子労働者数			女子労働者 のうち 有夫者数
				小計	満18歳 未満	満18歳 以上			小計	満18歳 未満	満18歳 以上	
2,581	18,673	4,234	252,414	70,729	11,505	59,224	10,311	929,251	196,386	25,905	170,481	24,101
30	304	135	10,391	1,014	17	997	334	123,574	8,676	66	8,610	2,477
5	345	99	9,962	1,010	12	998	161	6,583	482	9	473	127
2,133	9,272	2,277	123,691	48,796	10,375	38,421	6,368	535,164	140,993	22,918	118,075	15,301
—	7	1	1,010	168	1	167	49	—	—	—	—	—
125	763	220	10,393	3,743	408	3,335	887	9,599	2,984	176	2,808	561
—	18	7	1,023	493	7	486	197	9,588	5,167	188	4,979	1,669
1,026	3,403	662	31,517	22,660	6,471	16,189	1,642	102,598	75,119	16,192	58,927	3,799
276	680	117	1,617	1,221	275	946	115	—	—	—	—	—
52	583	168	2,618	926	310	616	167	1,789	235	51	184	31
3	34	10	470	137	9	128	53	—	—	—	—	—
46	312	107	4,381	1,142	207	935	258	16,443	2,457	131	2,326	704
49	245	57	5,833	1,112	68	1,044	200	9,055	1,590	142	1,448	208
40	426	71	14,183	3,724	475	3,249	558	103,510	21,177	2,966	18,211	2,865
3	88	33	773	227	1	226	33	3,272	245	3	242	38
59	148	66	3,995	2,050	387	1,663	362	4,395	745	48	697	202
4	47	12	646	171	33	138	27	—	—	—	—	—
26	298	128	6,229	1,812	295	1,517	447	13,262	3,379	640	2,739	639
11	112	37	4,811	417	20	397	76	91,099	5,959	30	5,929	1,623
114	529	207	8,972	1,382	180	1,202	267	11,517	1,497	148	1,349	244
25	281	43	11,946	1,274	95	1,179	223	25,266	2,031	91	1,940	349
124	427	71	6,021	1,819	286	1,533	174	40,491	9,272	1,169	8,103	1,031
19	165	42	4,996	826	97	729	75	75,987	4,790	163	4,627	955
35	103	14	2,195	650	338	312	45	8,259	2,578	606	1,972	241
96	603	204	5,062	2,842	412	2,430	513	9,034	1,768	174	1,594	145
116	1,756	152	8,763	3,672	170	3,502	313	22,476	11,137	719	10,418	869
41	2,115	292	7,879	2,772	64	2,708	479	25,723	10,770	100	10,670	1,611
—	57	4	1,251	446	3	443	51	—	—	—	—	—
98	2,831	791	80,421	9,985	651	9,334	2,078	205,374	22,884	2,083	20,801	3,540
158	1,993	484	5,056	3,034	213	2,821	527	5,357	1,444	10	1,434	176

第3表 女子労働者数

規 模 区 分 産 業 分 類	数					
	総		30人～			
	労働者総数に対する 女子労働者数の割合		女子労働者数に対する 有夫者数の割合		労働者総数に対する 女子労働者数の割合	
	昭和30.1.1 現在	昭和30.12. 現在	昭和30.1.1 現在	昭和30.12. 現在	昭和30.1.1 現在	昭和30.12. 現在
総 計	25.2	25.4	13.7	15.0	29.2	29.9
D 鉱 業	8.4	8.1	29.7	31.3	17.7	19.2
E 建 設 業	10.1	9.8	26.0	21.5	10.0	10.1
F 製 造 業(計)	31.5	31.5	12.4	13.5	32.5	33.1
19. 武 器 製 造 業	18.5	16.4	28.4	28.0	13.5	14.3
20. 食 料 品 製 造 業	34.5	33.9	22.1	23.2	30.9	31.5
21. 煙 草 製 造 業	46.8	46.8	29.2	34.1	6.4	6.1
22. 紡 織 業	72.2	71.6	6.8	7.5	67.4	66.8
23. 衣服及び身廻品製造業	67.7	68.6	9.9	11.1	64.8	64.9
24. 木材及び木製品製造業	24.3	26.4	22.4	22.6	20.5	23.5
25. 家具及び装備品製造業	11.4	18.1	17.5	34.6	8.6	10.6
26. 紙及び類似品製造業	21.6	23.0	25.5	26.4	38.0	40.4
27. 印刷、出版及び類似産業	19.4	18.7	14.5	17.2	20.6	19.2
28. 化 学 工 業	22.7	22.2	12.7	14.1	22.7	22.5
29. 石油及び石炭製品製造業	17.7	18.3	21.6	22.6	21.7	22.1
30. ゴ ム 製 品 製 造 業	42.6	41.0	18.9	20.7	35.1	35.8
31. 皮革及び皮革製品製造業	27.8	25.9	18.8	18.7	29.3	24.9
32. ガラス及び土石製品製造業	27.4	27.5	25.1	25.5	27.2	27.3
33. 第 一 次 金 属 製 造 業	7.2	7.1	24.9	26.1	11.6	11.6
34. 金 属 製 品 製 造 業	15.0	15.4	20.8	24.1	16.2	16.7
35. 機 械 製 造 業	9.9	9.8	14.5	16.6	9.7	10.4
36. 電 気 機 械 器 具 製 造 業	25.6	26.4	9.6	11.0	32.8	33.5
37. 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	8.6	8.4	17.8	17.1	11.2	12.3
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業	29.5	30.0	7.4	8.6	26.7	27.8
39. そ の 他 の 製 造 業	42.0	41.4	19.7	20.1	40.5	38.9
G 卸 売 及 び 小 売 業	37.9	37.8	7.3	8.1	28.9	28.3
H 金 融 及 び 保 険 業	37.3	36.9	12.2	15.0	35.1	34.6
I 不 動 産 業	28.9	29.2	12.2	10.5	17.7	17.1
J 運輸通信及びその他の公益事業	13.0	13.2	17.9	20.6	20.7	20.7
K サ ー ビ ス 業	50.1	51.7	18.4	19.9	50.4	51.9

及び有夫者数 (%)

99人	100人～499人						500人以上			
	労働者総数に対する 女子労働者数の割合		労働者総数に対する 女子労働者数の割合		労働者総数に対する 女子労働者数の割合		労働者総数に対する 女子労働者数の割合		労働者総数に対する 女子労働者数の割合	
	昭和30.1.1 現在		昭和30.1.1 現在		昭和30.1.1 現在		昭和30.1.1 現在		昭和30.1.1 現在	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
18.9	19.9	27.5	28.0	13.3	14.6	21.5	21.1	10.8	12.3	
35.3	40.4	10.4	9.8	32.2	32.9	6.9	6.7	27.4	28.6	
38.4	28.3	11.1	10.1	15.9	15.9	6.7	7.3	31.2	26.3	
19.4	20.0	37.3	37.9	12.2	13.1	27.1	26.3	9.5	10.9	
20.0	14.3	18.7	16.6	28.7	29.2	-	-	-	-	
25.9	24.8	36.3	36.0	22.4	23.7	34.8	31.1	15.7	18.8	
42.1	38.9	48.7	48.2	33.7	40.0	53.7	53.9	27.6	32.3	
15.5	14.9	72.0	71.9	6.6	7.2	74.2	73.2	4.1	5.1	
11.5	12.2	70.2	75.5	7.3	9.4	-	-	-	-	
25.4	26.5	35.8	35.4	19.5	18.0	12.8	13.1	11.9	13.2	
25.0	27.0	16.0	29.1	10.9	38.7	-	-	-	-	
28.7	29.9	23.3	26.1	22.3	22.6	15.2	14.9	26.7	28.7	
16.2	19.4	19.9	19.1	15.1	18.0	17.3	17.6	11.0	13.1	
13.2	15.2	26.4	26.3	14.2	15.0	21.2	20.5	11.9	13.5	
33.7	36.3	28.6	29.4	14.0	14.5	7.0	7.5	13.4	14.3	
31.4	31.9	53.1	51.3	16.2	17.7	17.8	17.0	23.7	27.1	
20.0	23.5	26.9	26.5	17.9	15.8	-	-	-	-	
40.1	39.5	28.0	29.1	26.0	24.7	26.8	25.5	16.0	18.9	
33.9	30.1	8.1	8.7	14.3	18.2	6.8	6.5	25.9	27.2	
27.0	32.2	15.0	15.4	17.5	19.3	12.8	13.0	14.8	16.3	
12.6	14.1	10.9	10.7	15.5	17.5	8.5	8.0	14.2	17.2	
10.7	12.9	28.8	30.2	8.8	9.6	22.4	22.9	9.7	11.1	
21.8	22.8	16.9	16.5	7.4	9.1	6.6	6.3	21.9	19.9	
6.4	10.1	29.4	29.6	6.0	6.9	30.8	31.2	8.7	9.3	
27.8	29.2	56.0	56.1	18.0	18.1	20.0	19.6	8.3	8.2	
7.6	8.1	42.4	41.9	7.6	8.5	48.9	49.6	6.5	7.8	
11.0	13.5	35.0	35.2	14.8	17.3	42.5	41.9	11.5	15.0	
11.9	7.0	35.7	35.7	12.3	11.4	-	-	-	-	
23.7	27.0	12.1	12.4	17.5	20.8	10.8	11.1	13.7	15.5	
21.2	22.5	59.2	60.0	15.5	17.4	25.6	27.0	11.8	12.2	

第4表 労働者数

産業分類	規 模 労働者数	総 数					30人～		
		労働者総 数の推移	女子労働 者の数の推 移	有夫者数 の推移	(2) × 100 (1)	(3) × 100 (2)	労働者総 数の推移	女子労働 者の数の推 移	有夫者数 の推移
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)
総 計		100	100	110	100.0	110.0	100	102	108
D 鉱 業		97	93	98	95.9	105.4	84	91	104
E 建 設 業		87	84	70	96.6	83.3	79	80	59
F 製 造 業(計)		100	100	109	100.0	109.0	103	104	108
19. 武 器 製 造 業		76	68	67	89.5	98.5	132	140	100
20. 食 料 品 製 造 業		100	98	103	98.0	105.1	104	106	101
21. 煙 草 製 造 業		100	100	117	100.0	117.0	99	95	88
22. 紡 織 業		99	98	108	99.0	110.2	103	102	98
23. 衣服及び身廻品製造業		110	111	125	100.9	112.6	109	109	116
24. 木材及び木製品製造業		103	112	113	108.7	100.9	101	116	121
25. 家具及び装備品製造業		111	176	348	158.6	197.7	107	132	143
26. 紙及び類似品製造業		103	109	113	105.8	103.7	113	108	113
27. 印刷、出版及び類似産業		103	99	118	96.1	119.2	106	99	119
28. 化 学 工 業		101	99	110	98.0	111.1	107	106	122
29. 石油及び石炭製品製造業		104	107	112	102.9	104.7	100	102	110
30. ゴ ム 製 品 製 造 業		100	96	105	96.0	109.4	106	108	110
31. 皮革及び皮革製品製造業		100	93	93	93.0	100.0	100	85	100
32. ガラス及び土石製品製造業		102	102	104	100.0	102.0	100	100	98
33. 第 一 次 金 属 製 造 業		99	97	102	98.0	105.2	102	102	90
34. 金 属 製 品 製 造 業		103	106	122	102.9	115.1	106	109	130
35. 機 械 製 造 業		94	93	106	98.9	114.0	100	107	119
36. 電気機械器具製造業		102	107	121	104.9	113.1	105	107	129
37. 輸送用機械器具製造業		95	93	89	97.9	95.7	87	95	100
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		103	104	122	101.0	117.3	94	98	156
39. そ の 他 の 製 造 業		103	102	104	99.0	102.0	103	99	104
G 卸 売 及 び 小 売 業		103	103	116	100.0	112.6	102	100	106
H 金 融 及 び 保 険 業		102	101	124	99.0	122.8	102	100	123
I 不 動 産 業		109	110	95	100.9	86.4	100	97	57
J 運輸通信及びその他の公益事業		101	103	118	102.0	114.6	100	100	114
K サ ー ビ ス 業		102	105	113	102.9	107.6	102	105	111

(註) 昭和30年1月1日現在の労働者総数、女子労働者数及び有夫者数をそれぞれ100とする。

の 推 移 (%)

(昭和30年12月31日現在)

99人		100人～499人					500人以上				
(2) × 100 (1)	(3) × 100 (2)	労働者総 数の推移	女子労働 者の数の推 移	有夫者数 の推移	(2) × 100 (1)	(3) × 100 (2)	労働者総 数の推移	女子労働 者の数の推 移	有夫者数 の推移	(2) × 100 (1)	(3) × 100 (2)
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
102.0	105.9	100	102	112	102.0	109.8	99	97	111	98.0	114.4
108.3	114.3	94	89	91	94.7	102.2	99	96	100	97.0	104.2
101.3	73.8	95	87	87	91.6	100.0	82	90	76	109.8	84.4
101.0	103.8	100	102	109	102.0	106.9	98	95	109	96.9	114.7
106.1	71.4	73	65	66	89.0	101.5	-	-	-	-	-
101.9	95.3	99	99	104	100.0	105.1	94	84	100	89.4	119.0
96.0	92.6	97	96	115	99.0	119.8	101	101	118	100.0	116.8
99.0	96.1	102	102	112	100.0	109.8	95	94	115	98.9	122.3
100.0	106.4	112	116	149	103.6	128.4	-	-	-	-	-
114.9	104.3	109	107	99	98.2	92.5	94	96	107	102.1	111.5
123.4	108.3	118	214	757	181.4	353.7	-	-	-	-	-
95.6	104.6	107	120	121	112.1	100.8	99	98	105	99.0	107.1
93.4	120.2	101	96	115	95.0	119.8	104	106	125	101.9	117.9
99.1	115.1	101	101	107	100.0	105.9	100	97	110	97.0	113.4
102.0	107.8	107	110	114	102.8	103.6	105	113	121	107.6	107.1
101.9	101.9	97	93	102	95.9	109.7	104	99	113	95.2	114.1
85.0	117.6	100	99	87	99.0	87.9	-	-	-	-	-
100.0	98.0	106	110	104	103.8	94.5	97	93	109	95.9	117.2
100.0	88.2	96	102	131	106.3	128.4	99	95	100	96.0	105.3
102.8	119.3	102	104	115	102.0	110.6	98	100	110	102.0	110.0
107.0	111.2	91	89	101	97.8	113.5	94	89	107	94.7	120.2
101.9	120.6	100	105	114	105.0	108.6	102	105	120	102.9	114.3
109.2	105.3	99	97	119	98.0	122.7	95	90	82	94.7	91.1
104.3	159.2	105	106	122	101.0	115.1	103	105	113	101.9	107.6
96.1	105.1	104	104	104	100.0	100.0	104	102	100	98.1	98.0
98.0	106.0	104	103	115	99.0	111.7	105	107	128	101.9	119.6
98.0	123.0	102	103	120	101.0	116.5	101	100	129	99.0	129.0
97.0	58.8	115	115	106	100.0	92.2	-	-	-	-	-
100.0	114.0	99	102	122	103.0	119.6	102	105	119	102.9	113.3
102.9	105.7	105	107	119	101.9	111.2	92	97	101	105.4	104.1

第5表 産前休暇者数

産業分類	規模 区分	総				
		産前休暇者数	有夫者に対する産前休暇者の割合	休暇日数別産前休暇者数		
				計	6週間以内のもの	6週間を超えるもの
計		5,939	14.4	100.0	74.6	22.0
総計		4,537	—	100.0	73.0	23.7
初産		1,402	—	100.0	79.2	17.0
経産		334	9.9	100.0	82.6	11.6
D 鉱業		26	3.9	100.0	76.1	14.9
E 建設業		4,007	15.0	100.0	76.8	19.6
F 製造業(計)		9	11.8	100.0	44.4	11.2
19. 武器製造業		218	10.9	100.0	72.5	23.3
20. 食料品製造業		420	26.3	100.0	71.9	28.1
21. 煙草製造業		1,044	16.8	100.0	79.8	17.4
22. 紡織業		22	10.8	100.0	63.4	23.3
23. 衣服及び身廻品製造業		23	8.1	100.0	40.5	37.8
24. 木材及び木製品製造業		3	14.3	100.0	33.3	—
25. 家具及び装備品製造業		151	12.8	100.0	73.8	24.1
26. 紙及び類似品製造業		66	13.6	100.0	71.4	22.6
27. 印刷、出版及び類似産業		834	22.5	100.0	73.5	25.1
28. 化学工業		2	2.4	100.0	100.0	—
29. 石油及び石炭製品製造業		97	15.7	100.0	88.5	9.1
30. ゴム製品製造業		6	16.4	100.0	77.8	22.2
31. 皮革及び皮革製品製造業		157	11.2	100.0	82.5	11.4
32. ガラス及び土石製品製造業		270	14.5	100.0	92.6	2.0
33. 第一次金属製造業		55	8.3	100.0	72.9	19.4
34. 金属製品製造業		105	16.4	100.0	75.7	18.7
35. 機械製造業		251	20.3	100.0	77.5	20.1
36. 電気機械器具製造業		150	10.4	100.0	75.4	21.0
37. 輸送用機械器具製造業		41	17.7	100.0	77.6	22.4
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		83	9.2	100.0	80.7	17.0
39. その他の製造業		114	10.2	100.0	47.3	33.6
G 卸売及び小売業		298	12.9	100.0	58.8	40.0
H 金融及び保険業		—	—	100.0	—	—
I 不動産業		1,039	18.1	100.0	71.9	26.6
J 運輸通信及びその他の公益事業		121	10.8	100.0	79.9	19.4
K サービス業						

註 産前休暇者数は調査の対象となつた実数である。

及び休暇日数

数		30人～99人		100人～499人		500人以上	
(%)	1人平均産前休暇日数	産前休暇者数	1人平均産前休暇日数	産前休暇者数	1人平均産前休暇日数	産前休暇者数	1人平均産前休暇日数
休暇日数不明のもの							
3.4	33.4	405	30.6	1,297	33.8	4,237	34.5
3.3	34.7	273	33.4	1,002	34.9	3,262	35.2
3.8	29.4	132	24.9	295	30.2	975	32.2
5.8	31.7	11	40.6	21	32.8	302	29.8
9.0	35.2	5	37.6	8	33.5	13	32.2
3.6	33.0	204	29.8	814	33.1	2,989	34.1
44.4	34.0	—	—	9	34.0	—	—
4.2	36.5	14	24.1	96	33.3	103	41.8
—	36.4	1	49.0	47	39.1	372	35.1
2.8	30.2	91	27.4	235	31.2	718	31.2
13.3	49.4	8	54.2	14	45.3	—	—
21.7	39.5	14	42.6	9	32.7	—	—
66.7	31.0	—	—	3	31.0	—	—
2.1	32.3	4	13.8	35	39.1	112	30.2
6.0	33.6	1	31.0	31	34.6	34	30.5
1.4	34.7	7	21.7	74	29.5	753	36.6
—	42.0	1	42.0	—	—	1	42.0
2.4	31.7	6	36.2	63	30.8	28	32.6
—	33.3	3	41.3	3	17.3	—	—
6.1	27.1	12	28.5	40	26.7	105	26.5
5.4	36.4	3	23.0	5	33.8	262	36.9
7.7	36.7	12	42.6	20	32.6	23	25.0
5.6	33.5	3	40.0	39	33.4	63	32.4
2.4	35.8	3	22.0	34	35.2	214	37.3
3.6	29.4	1	—	6	28.0	143	29.6
—	33.1	2	30.5	3	31.9	31	35.0
2.3	27.2	18	22.8	43	30.4	22	29.1
19.1	40.3	13	22.8	31	42.5	70	52.2
1.2	37.7	17	40.8	57	37.4	224	36.6
—	—	—	—	—	—	—	—
1.5	33.6	109	29.5	320	35.1	610	35.5
0.7	31.5	46	31.8	46	29.1	29	39.1

第6表 産後休暇者数

規 模 区 分 産 業 分 類	産後休暇者数	休 暇 日 数 別 産 後 休 暇 者 数		
		計	5 週～6 週 の 物	
			計	6 週間を 超えるもの
計	5,954	100.0	68.3	25.1
初 産	4,517	100.0	68.1	25.4
経 産	(3)	100.0	69.2	24.3
1,434				
D 鉱 業	338	100.0	78.0	18.3
E 建 設 業	25	100.0	60.9	17.2
F 製 造 業(計)	3,999	100.0	62.7	29.2
19. 武 器 製 造 業	5	100.0	—	100.0
20. 食 料 品 製 造 業	220	100.0	56.8	33.9
21. 煙 草 製 造 業	420	100.0	97.9	1.9
22. 紡 織 業	1,044	100.0	56.1	34.1
23. 衣服及び身廻品製造業	20	100.0	26.9	46.2
24. 木材及び木製品製造業	23	100.0	21.0	42.2
25. 家具及び装備品製造業	3	100.0	—	100.0
26. 紙及び類似品製造業	152	100.0	70.3	26.5
27. 印刷、出版及び類似産業	53	100.0	45.6	51.9
28. 化 学 工 業	850	100.0	63.2	34.2
29. 石油及び石炭製品製造業	2	100.0	—	100.0
30. ゴ ム 製 品 製 造 業	96	100.0	71.6	17.6
31. 皮革及び皮革製品製造業	6	100.0	33.3	—
32. ガラス及び土石製品製造業	150	100.0	67.3	24.8
33. 第 一 次 金 属 製 造 業	276	100.0	88.7	3.7
34. 金 属 製 品 製 造 業	50	100.0	63.6	25.9
35. 機 械 製 造 業	99	100.0	70.6	14.7
36. 電 気 機 械 器 具 製 造 業	252	100.0	47.1	49.7
37. 輸送用機械器具製造業	155	100.0	70.0	24.0
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業	40	100.0	87.9	12.1
39. そ の 他 の 製 造 業	83	100.0	51.6	32.0
G 卸 売 及 び 小 売 業	109	100.0	46.6	37.8
H 金 融 及 び 保 険 業	303	100.0	85.3	11.8
I 不 動 産 業	—	100.0	—	—
J 運輸通信及びその他の公益事業	1,063	100.0	79.2	17.8
K サ ー ビ ス 業	117	100.0	78.8	17.4

註 1. 産後休暇者数は調査の対象となつた実数である。
2. 括弧内の数字は初経産不明のものである。

及 び 休 暇 日 数

数 (%)	1 人平均産 後休暇日数	30 人～99 人		100 人～499 人		500 人以上	
		産後休暇者数	1 人平均産 後休暇日数	産後休暇者数	1 人平均産 後休暇日数	産後休暇者数	1 人平均産 後休暇日数
休暇日数不 明のもの	%		日		日		日
6.6	44.0	400	43.8	1,300	44.7	4,254	43.4
6.5	44.1	263	43.8	1,000	44.7	3,254	43.6
(2)		(2)		(1)			
6.5	43.8	135	43.9	299	44.8	1,000	42.9
3.7	42.7	9	51.8	22	37.1	307	42.3
21.9	40.4	5	43.8	7	34.0	13	37.4
8.1	44.6	200	45.9	812	46.4	2,987	42.8
—	47.6	—	—	5	47.6	—	—
9.3	43.9	17	34.9	95	45.7	109	47.2
0.2	41.8	1	42.0	50	41.8	369	41.9
9.8	45.7	86	46.5	241	47.8	717	43.1
26.9	57.3	6	41.8	14	68.5	—	—
36.8	51.8	15	53.1	8	47.7	—	—
—	66.7	—	—	3	66.7	—	—
3.2	42.0	5	51.8	36	41.8	111	39.5
2.5	53.0	1	75.0	28	52.2	24	50.0
2.6	43.8	7	44.2	73	47.8	770	42.5
—	43.9	1	45.0	—	—	1	37.0
10.8	45.3	6	47.8	62	45.1	28	44.1
66.7	42.0	3	—	3	42.0	—	—
7.9	43.2	12	45.2	40	44.1	98	40.9
7.6	42.3	3	44.0	5	45.6	268	42.1
10.5	44.8	11	48.4	19	41.9	20	40.6
14.7	42.4	3	42.0	35	44.5	61	39.6
3.2	46.1	4	50.3	37	45.4	211	45.9
6.0	43.8	—	—	6	44.2	149	43.7
—	46.5	2	66.0	8	42.0	30	42.2
16.4	43.1	17	42.7	44	43.9	22	40.5
15.6	45.2	12	27.4	28	46.9	69	54.7
2.9	43.0	15	47.1	60	42.5	228	41.8
—	—	—	—	—	—	—	—
3.0	43.4	115	42.0	327	42.4	621	46.5
3.8	40.3	44	41.1	44	38.2	29	42.1

第7表 妊娠又は分娩を

産 業 分 類	規 模		総		
	区 分	妊産婦に対する退 職者の割合	退 職 時 期 別 に 見 た 妊 産		
			計	産前休業前の退職 者数	
			%	%	%
総 計	{ 初 経	計	39.4	100.0	33.8
		産	45.1	100.0	34.4
		産	18.8	100.0	24.3
D 鉱 業			26.8	100.0	20.7
E 建 設 業			62.8	100.0	59.3
F 製 造 業 (計)			45.4	100.0	27.7
19. 武 器 製 造 業			64.3	100.0	11.1
20. 食 料 品 製 造 業			45.4	100.0	35.4
21. 煙 草 製 造 業			1.1	100.0	33.3
22. 紡 織 業			55.3	100.0	24.3
23. 衣服及び身廻品製造業			63.4	100.0	30.8
24. 木材及び木製品製造業			69.5	100.0	34.1
25. 家具及び装備品製造業			100.0	100.0	-
26. 紙及び類似品製造業			38.0	100.0	13.3
27. 印刷、出版及び類似産業			29.4	100.0	40.6
28. 化 学 工 業			39.9	100.0	29.5
29. 石油及び石炭製品製造業			46.2	100.0	100.0
30. ゴ ム 製 品 製 造 業			42.0	100.0	19.1
31. 皮革及び皮革製品製造業			66.7	100.0	-
32. ガラス及び土石製品製造業			43.9	100.0	26.6
33. 第 一 次 金 属 製 造 業			22.8	100.0	57.0
34. 金 属 製 品 製 造 業			67.5	100.0	28.6
35. 機 械 製 造 業			52.5	100.0	19.7
36. 電 気 機 械 器 具 製 造 業			58.6	100.0	32.2
37. 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業			46.2	100.0	43.3
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業			84.6	100.0	30.9
39. そ の 他 の 製 造 業			59.6	100.0	13.7
G 卸 売 及 び 小 売 業			68.6	100.0	61.8
H 金 融 及 び 保 険 業			34.1	100.0	65.5
I 不 動 産 業			100.0	100.0	100.0
J 運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業			20.5	100.0	41.9
K サ ー ビ ス 業			24.0	100.0	22.4

註 括弧内の数字は退職時期不明のもの。

理由とする退職者数(%)

数		30 人～99 人	100 人～499 人	500 人以上
婦 の 退 職 者 数 (%)		妊産婦に対する退 職者の割合	妊産婦に対する退 職者の割合	妊産婦に対する退職 者の割合
産前産後休業中の 退職者数	産後休業後の退職 者数			
%	%	%	%	%
19.3	46.2 (0.7)	47.0	39.8	34.2
19.2	45.9 (0.5)	55.4	45.1	39.2
22.2	50.6 (2.9)	22.7	20.4	14.1
21.5	57.8	44.4	42.3	20.1
8.1	32.6	61.5	53.8	85.0
22.2	49.2 (0.9)	60.9	46.5	36.8
88.9	—	—	64.3	—
23.9	37.0 (3.7)	68.4	37.3	46.2
—	66.7	—	—	1.6
13.1	60.3 (2.3)	56.0	47.8	69.2
30.8	38.4	53.8	80.0	—
63.4	2.5	64.0	100.0	100.0
—	100.0	—	100.0	—
11.1	75.6	33.3	60.6	20.0
18.9	40.5	—	17.2	59.5
10.2	60.3	100.0	53.5	32.0
—	—	—	100.0	75.0
69.8	11.1	83.3	39.7	10.0
66.7	33.3	100.0	—	—
64.3	9.1	7.7	62.8	47.1
15.2	27.8	25.0	16.7	23.0
14.3	57.1	100.0	43.5	51.6
30.7	49.6	50.0	53.3	51.8
6.7	61.1	75.0	67.5	51.7
16.3	40.4	75.0	42.9	42.8
5.5	63.6	100.0	72.7	96.2
25.5	60.8	70.6	52.2	56.7
16.0	21.2 (1.0)	64.0	81.9	61.6
10.9	23.6	53.6	30.0	25.0
—	—	—	100.0	—
9.1	49.0	18.5	18.2	25.9
17.0	60.6	21.6	29.2	15.4

第 8 表 産前における軽易

産 業 分 類	規 模 区 分	数		
		妊婦に対する 転換者の割合	転換した時期より見た	
			計	産前6週間より前 に転換したもの
総 計	計	11.1	100.0	78.1
	初 産	11.3	100.0	78.8
	経 産	10.4	100.0	75.4
D 鉱 業		4.6	100.0	95.2
E 建 設 業		—	—	—
F 製 造 業(計)		11.9	100.0	75.7
19. 武 器 製 造 業		—	—	—
20. 食 料 品 製 造 業		37.5	100.0	89.2
21. 煙 草 製 造 業		4.8	100.0	100.0
22. 紡 織 業		12.8	100.0	63.0
23. 衣服及び身廻品製造業		10.5	100.0	100.0
24. 木材及び木製品製造業		9.8	100.0	80.0
25. 家具及び装備品製造業		—	—	—
26. 紙及び類似品製造業		7.9	100.0	100.0
27. 印刷、出版及び類似産業		4.1	100.0	—
28. 化 学 工 業		4.5	100.0	100.0
29. 石油及び石炭製品製造業		—	—	—
30. ゴ ム 製 品 製 造 業		27.8	100.0	96.1
31. 皮革及び皮革製品製造業		—	—	—
32. ガラス及び土石製品製造業		14.0	100.0	78.7
33. 第一次金属製造業		2.1	100.0	100.0
34. 金属製品製造業		9.6	100.0	66.7
35. 機 械 製 造 業		13.9	100.0	80.6
36. 電気機械器具製造業		7.5	100.0	19.4
37. 輸送用機械器具製造業		0.5	100.0	100.0
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		—	—	—
39. そ の 他 の 製 造 業		22.4	100.0	47.6
G 卸 売 及 び 小 売 業		5.6	100.0	41.7
H 金 融 及 び 保 険 業		1.1	100.0	—
I 不 動 産 業		—	—	—
J 運輸通信及びその他の公益事業		13.9	100.0	87.2
K サ ー ビ ス 業		10.3	100.0	81.2

業務転換者数 (%)

転 換 者 数 (%)		30人～99人	100人～499人	500人以上
産前6週間目以後 転換したもの	転換時期不明	妊婦に対する 転換者の割合	妊婦に対する 転換者の割合	妊婦に対する 転換者の割合
		%	%	%
19.6	2.3	10.8	15.2	7.4
19.4	1.8	11.7	14.8	7.8
20.4	4.2	8.7	16.6	6.1
4.8	—	18.2	4.2	1.9
—	—	—	—	—
22.0	2.3	13.5	15.0	8.4
—	—	—	—	—
10.8	—	22.7	40.6	45.7
—	—	—	2.1	5.9
31.7	5.3	12.1	14.6	11.7
—	—	9.1	12.5	—
20.0	—	5.0	30.0	—
—	—	—	—	—
—	—	—	14.3	4.0
100.0	—	—	6.2	—
—	—	—	2.1	5.7
—	—	—	—	—
3.9	—	16.7	23.9	71.4
—	—	—	—	—
21.3	—	7.7	6.5	26.9
—	—	—	16.7	1.3
—	33.3	14.3	8.3	—
19.4	—	33.3	19.0	1.3
80.6	—	—	25.0	0.4
—	—	—	—	0.6
—	—	—	—	—
52.4	—	45.0	6.7	—
58.3	—	—	6.4	10.8
100.0	—	3.7	—	0.4
—	—	—	—	—
9.8	3.0	9.3	20.9	7.8
18.8	—	10.6	11.8	—

第9表 育 児 時 間

産業分類	規 模 区 分	数				
		産婦数に対する 育児時間請求 実人員	与えられた時間より見た育児時間請求実人員(%)			
			計	育児時間が1日 2回各30分を 与えられたもの	育児時間が1日2 回各30分を超えて 与えられたもの	不明
総 計	計	% 46.8	% 100.0	% 92.7	% 7.0	% 0.3
	産 産	45.2	-	-	-	-
	産 産	51.6	-	-	-	-
D 鉱 業		47.0	100.0	57.6	42.4	-
E 建 設 業		20.7	100.0	-	100.0	-
F 製 造 業(計)		47.7	-	-	-	-
19. 武器製造業		-	-	-	-	-
20. 食料品製造業		47.2	100.0	84.5	15.5	-
21. 煙草製造業		87.4	100.0	100.0	-	-
22. 紡 織 業		49.9	100.0	97.0	3.0	-
23. 衣服及び身廻品製造業		22.7	100.0	60.0	40.0	-
24. 木材及び木製品製造業		36.4	100.0	100.0	-	-
25. 家具及び装備品製造業		-	-	-	-	-
26. 紙及び類似品製造業		34.6	100.0	84.3	15.7	-
27. 印刷、出版及び類似産業		67.6	100.0	96.0	4.0	-
28. 化 学 工 業		43.0	100.0	97.2	2.8	-
29. 石油及び石炭製品製造業		-	-	-	-	-
30. ゴ ム 製 品 製 造 業		71.0	100.0	82.5	-	17.5
31. 皮革及び皮革製品製造業		40.0	100.0	100.0	-	-
32. ガラス及び土石製品製造業		38.0	100.0	92.7	7.3	-
33. 第一次金属製造業		57.0	100.0	100.0	-	-
34. 金属製品製造業		26.0	100.0	100.0	-	-
35. 機 械 製 造 業		32.1	100.0	83.0	17.0	-
36. 電気機械器具製造業		30.3	100.0	91.0	9.0	-
37. 輸送用機械器具製造業		34.8	100.0	98.2	1.8	-
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		17.2	100.0	18.2	81.8	-
39. その他の製造業		27.4	100.0	90.3	9.7	-
G 卸 売 及 び 小 売 業		20.0	100.0	71.8	28.2	-
H 金 融 及 び 保 険 業		38.4	100.0	96.7	3.3	-
I 不 動 産 業		-	-	-	-	-
J 運輸通信及びその他の公益事業		50.2	100.0	80.7	19.2	0.1
K サ ー ビ ス 業		41.3	100.0	97.6	2.4	-

請 求 者 数

30人～99人		100人～499人		500人以上	
育 児 時 間 請 求 実 人 員	産婦数に対する 育児時間請求実 人員	育 児 時 間 請 求 実 人 員	産婦数に対する 育児時間請求 実人員	育 児 時 間 請 求 実 人 員	産婦数に対する 育児時間請求実 人員
148	% 40.9	571	% 46.6	2,065	% 50.4
94	40.9	419	44.8	1,481	47.5
54	40.9	152	52.8	584	59.0
5	55.6	10	45.5	138	45.8
2	40.0	-	-	-	-
55	32.0	326	43.9	1,619	56.3
-	-	-	-	-	-
5	33.3	46	52.3	45	46.5
-	-	41	82.0	336	91.1
30	37.5	100	42.6	460	65.9
2	50.0	1	7.1	-	-
3	30.0	2	100.0	-	-
-	-	-	-	-	-
1	20.0	11	33.3	44	39.6
-	-	22	78.6	9	42.9
1	20.0	31	44.9	329	43.4
-	-	-	-	-	-
1	50.0	31	72.1	21	75.0
-	-	2	66.7	-	-
4	33.3	7	26.9	37	56.1
-	-	-	-	166	64.3
2	20.0	5	29.4	7	35.0
1	33.3	8	27.6	23	38.3
-	-	6	16.7	82	41.4
-	-	2	33.3	50	35.0
-	-	3	37.5	2	7.1
5	38.5	8	18.6	8	42.1
2	18.2	7	25.0	6	13.3
3	27.3	31	51.7	71	31.1
-	-	-	-	-	-
63	55.8	183	56.8	211	34.4
18	41.9	14	33.3	20	71.4

第 10 表 生 理

区 分 産 業 分 類	規 模		総 数						30人～		
	生理休 暇を請 求した 実人員 (労働者 数) =100	生理休 暇を請 求した 実人員 (労働者 数) =100	1回の 請求の 平均休 暇日数	請求し た労働 者の平 均年間 請求回 数	女子 労働者 に当り 1人平 均年間 請求回 数	請求し た労働 者の平 均年間 請求回 数	生理休 暇を請 求した 実人員 (労働者 数) =100	生理休 暇を請 求した 実人員 (労働者 数) =100	1回の 請求の 平均休 暇日数		
総 計	23.3	30.7	1.5	6.9	1.6	4.7	10.2	19.7	1.5		
D 鉱 業	13.2	31.0	2.3	11.7	1.5	5.2	11.4	20.7	2.4		
E 建 設 業	5.7	9.7	1.1	6.2	0.4	5.4	3.9	5.0	1.5		
F 製 造 業(計)	22.6	32.8	1.4	6.0	1.4	4.1	8.6	19.3	1.6		
19. 武 器 製 造 業	14.9	33.3	1.2	2.1	0.3	1.8	-	-	-		
20. 食 料 品 製 造 業	14.3	20.1	1.3	5.0	0.7	3.8	3.9	9.3	1.6		
21. 煙 草 製 造 業	58.0	46.0	1.3	7.4	4.3	5.9	47.4	30.0	2.0		
22. 紡 織 業	21.2	44.7	1.3	4.0	0.8	2.9	8.1	27.0	1.8		
23. 衣服及び身廻品製造業	5.1	19.4	1.3	6.6	0.3	5.2	6.7	17.9	1.3		
24. 木材及び木製品製造業	15.5	8.8	1.5	6.8	1.1	4.4	2.7	3.8	2.1		
25. 家具及び装備品製造業	5.0	30.8	1.7	8.0	0.4	4.7	10.7	40.0	1.7		
26. 紙及び類似品製造業	20.1	36.3	1.5	8.4	1.7	5.7	10.0	25.0	1.6		
27. 印刷、出版及び類似産業	27.4	25.7	1.5	6.7	1.8	4.6	6.8	14.3	1.1		
28. 化 学 工 業	29.6	51.0	1.5	7.5	2.2	5.0	21.8	40.0	1.3		
29. 石油及び石炭製品製造業	27.8	34.5	1.2	8.1	2.3	6.8	27.0	28.6	1.0		
30. ゴム製品製造業	20.3	45.2	1.5	8.0	1.6	5.4	8.9	20.0	1.2		
31. 皮革及び皮革製品製造業	13.7	53.8	1.3	4.3	0.6	3.4	28.3	60.0	1.3		
32. ガラス及び土石製品製造業	10.4	28.7	1.6	5.5	0.6	3.5	5.9	22.7	2.7		
33. 第一次金属製造業	42.7	24.2	1.9	16.6	7.1	8.8	4.1	9.1	1.3		
34. 金属製品製造業	18.4	25.4	1.4	5.6	1.0	4.0	8.1	18.8	1.8		
35. 機 械 製 造 業	37.8	28.5	1.5	5.1	1.9	3.5	11.6	12.0	1.5		
36. 電気機械器具製造業	29.9	43.2	1.4	7.0	2.1	4.8	11.1	27.6	1.5		
37. 輸送用機械器具製造業	24.4	31.5	1.3	6.7	1.9	4.8	15.0	15.4	1.5		
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業	21.0	39.3	1.5	5.5	1.1	3.7	22.0	25.0	1.4		
39. そ の 他 の 製 造 業	12.8	31.4	1.8	10.2	1.3	5.7	5.9	13.9	2.3		
G 卸 売 及 び 小 売 業	27.7	18.2	1.4	6.5	1.8	4.6	4.7	11.5	1.6		
H 金 融 及 び 保 険 業	7.6	18.6	1.3	4.9	0.4	3.9	4.3	12.8	1.1		
I 不 動 産 業	15.2	37.5	1.6	7.1	1.1	4.4	1.7	20.0	3.0		
J 運輸通信及びその他の公益事業	41.6	38.7	1.5	9.0	3.8	6.1	27.3	30.8	1.2		
K サ ー ビ ス 業	7.3	27.5	1.9	14.2	1.0	7.3	7.2	23.0	1.9		

註 「生理休暇を請求した実人員」は、1年間に少くとも1回以上生理休暇を請求した者である。

休 暇

99人			100人～499人						500以上					
請求した労働者の平均年間請求回数	女子労働者に当り1人平均年間請求回数	労働者1人平均年間請求回数	生理休暇を請求した実人員(労働者数)=100	生理休暇を与えた事業場(調査事業場数)=100	1回の請求の平均休暇日数	請求した労働者の平均年間請求回数	女子労働者に当り1人平均年間請求回数	労働者1人平均年間請求回数	生理休暇を請求した実人員(労働者数)=100	生理休暇を与えた事業場(調査事業場数)=100	1回の請求の平均休暇日数	請求した労働者の平均年間請求回数	女子労働者に当り1人平均年間請求回数	労働者1人平均年間請求回数
日	日	回	%	%	日	日	日	回	%	%	日	日	日	回
7.8	0.8	5.3	23.5	46.7	1.4	5.6	1.3	4.1	31.2	78.9	1.6	5.1	2.4	5.0
16.3	1.9	6.9	9.4	26.2	2.0	9.7	0.9	4.8	15.1	68.8	2.3	11.3	1.7	4.9
3.4	0.1	2.2	7.2	20.0	1.1	7.4	0.5	6.9	4.9	25.0	1.3	5.1	0.2	3.8
7.9	0.7	4.9	20.9	51.6	1.4	5.0	1.0	3.5	30.4	86.0	1.4	6.4	1.9	4.5
-	-	-	15.5	50.0	1.2	2.1	0.3	1.8	-	-	-	-	-	-
17.5	0.7	10.7	13.5	41.9	1.2	4.4	0.6	3.6	29.8	90.0	1.3	3.7	1.1	2.9
14.9	7.1	7.4	37.0	66.7	1.1	2.9	1.1	2.6	64.0	100.0	1.2	8.0	5.2	6.4
5.8	0.5	3.3	19.2	65.4	1.2	3.0	0.6	2.4	27.2	92.3	1.4	4.4	1.2	3.2
6.7	0.4	5.3	2.3	27.3	1.3	6.0	0.1	4.8	-	-	-	-	-	-
21.1	0.6	10.1	26.0	37.5	1.3	4.0	1.0	3.1	75.8	100.0	1.5	10.2	7.7	6.7
8.0	0.9	4.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6.9	0.7	4.5	19.9	40.0	1.5	6.9	1.4	4.5	28.4	83.3	1.4	9.9	2.8	7.0
6.0	0.4	5.3	29.8	44.4	1.5	8.3	2.5	5.5	46.0	75.0	1.5	4.5	2.1	3.1
5.2	1.1	4.1	32.7	53.2	1.6	9.0	2.9	5.4	29.0	89.8	1.4	6.8	2.0	4.9
12.3	3.3	12.0	23.7	36.7	1.2	3.1	0.7	2.6	41.9	100.0	1.8	9.5	4.0	5.4
7.7	0.7	6.4	20.6	70.6	1.6	8.3	1.7	5.2	35.4	100.0	1.1	6.5	2.3	5.9
4.8	1.4	3.8	3.5	33.3	1.1	1.2	0.0	1.0	-	-	-	-	-	-
12.9	0.8	4.8	6.3	34.5	1.3	5.1	0.3	3.9	18.5	24.2	1.5	4.5	0.8	3.1
7.6	0.3	5.8	8.8	29.2	1.1	3.8	0.4	3.8	53.8	75.0	1.9	17.1	9.2	9.0
8.2	0.7	4.5	26.4	43.9	1.4	4.9	1.3	3.6	21.6	70.0	1.1	5.6	1.2	4.9
10.4	1.2	6.9	55.7	54.0	1.7	4.0	2.4	2.6	23.9	85.0	1.1	6.6	1.6	5.9
9.4	1.0	6.2	28.4	53.6	1.4	5.6	1.6	4.2	37.3	87.1	1.3	7.3	2.7	5.0
4.3	0.7	2.9	19.6	43.5	1.5	7.6	1.5	4.9	28.8	80.0	1.3	6.6	1.9	5.1
5.6	1.2	4.1	16.0	50.0	1.6	6.3	1.0	3.9	24.3	100.0	1.4	5.0	1.2	3.6
15.9	1.0	7.2	16.8	76.0	1.8	9.5	1.6	5.4	11.2	87.5	1.1	7.1	0.8	6.2
8.5	0.4	5.3	38.1	44.7	1.2	3.8	1.4	3.8	42.0	76.2	1.5	8.7	3.7	5.7
4.6	0.2	4.2	12.2	45.9	1.3	4.7	0.6	3.5	8.0	72.0	1.3	5.3	0.4	4.0
6.0	0.1	2.0	19.3	66.7	1.6	7.2	1.4	4.4	-	-	-	-	-	-
6.7	1.8	5.7	44.2	45.1	1.3	7.4	3.3	5.6	49.5	69.5	1.7	12.0	6.0	6.9
13.3	1.0	6.9	2.6	46.4	1.7	3.9	0.1	2.3	35.2	100.0	2.0	20.1	7.1	10.2

第11表の(1) 産前産後休暇中の給与の規定
から見た事業場数 (%)

(労働協約又は就業規則による定め)

区 分 産 業 分 類		産前産後の休業中の給与について定のある事業場数(調査事業場数=100)	休業中の給与の内容別に見た事業場数 (%)							そ の 他	不 明
			計	休業中無給で健康保険法による手当金が支払われる	出産の前後各6週間有給で100%の賃金を支給する	〃 未満6週間の賃金を支給する	出産の前後各6週間を超えて100%の賃金を支給する	職員と同等の賃金を支給する			
総 計		67.9	100.0	38.7	43.3	6.3	4.3	3.9	2.9	0.6	
D 鉱 業		63.5	100.0	64.9	8.2	10.8	-	7.4	8.7	-	
E 建 設 業		51.2	100.0	30.6	45.7	10.2	4.5	7.9	1.1	-	
F 製 造 業(計)		65.0	100.0	67.1	15.0	7.0	2.7	4.8	2.9	0.5	
19. 武 器 製 造 業		16.7	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	
20. 食 料 品 製 造 業		74.5	100.0	53.9	22.6	11.3	3.5	1.7	6.1	0.9	
21. 煙 草 製 造 業		88.0	100.0	-	52.2	-	45.5	-	2.3	-	
22. 紡 織 業		56.1	100.0	76.2	8.9	4.4	0.6	7.5	0.9	1.5	
23. 衣服及び身廻品製造業		56.7	100.0	76.3	15.8	-	-	2.6	5.3	-	
24. 木材及び木製品製造業		61.9	100.0	85.3	4.0	8.0	-	2.7	-	-	
25. 家具及び装備品製造業		53.8	100.0	42.8	23.6	28.6	-	-	-	-	
26. 紙及び類似品製造業		54.6	100.0	70.5	15.5	6.3	-	7.4	-	-	
27. 印刷、出版及び類似産業		53.7	100.0	52.9	17.4	10.9	10.1	2.2	6.5	-	
28. 化 学 工 業		73.9	100.0	44.1	26.1	11.6	5.8	10.0	2.4	-	
29. 石油及び石炭製品製造業		78.2	100.0	55.8	41.9	-	-	-	2.3	-	
30. ゴ ム 製 品 製 造 業		81.7	100.0	64.9	12.8	13.8	-	7.4	1.1	-	
31. 皮革及び皮革製品製造業		61.5	100.0	75.0	-	-	25.0	-	-	-	
32. ガラス及び土石製品製造業		72.2	100.0	82.0	9.0	3.0	-	6.0	-	-	
33. 第 一 次 金 属 製 造 業		70.3	100.0	64.0	11.4	9.0	0.6	7.2	7.8	-	
34. 金 属 製 品 製 造 業		62.7	100.0	77.9	16.0	3.5	0.9	1.7	-	-	
35. 機 械 製 造 業		63.8	100.0	64.0	13.3	11.0	4.7	4.3	2.7	-	
36. 電気機械器具製造業		66.4	100.0	73.2	9.3	8.8	1.5	0.5	6.7	-	
37. 輸送用機械器具製造業		80.4	100.0	76.0	9.6	4.8	2.4	4.8	2.4	-	
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		70.2	100.0	59.4	16.9	5.1	-	-	18.6	-	
39. そ の 他 の 製 造 業		68.6	100.0	62.0	21.0	2.9	-	7.8	3.4	2.9	
G 卸 売 及 び 小 売 業		49.4	100.0	23.3	55.4	4.3	7.7	5.0	2.9	1.4	
H 金 融 及 び 保 険 業		62.0	100.0	2.2	67.4	15.1	9.3	1.1	4.9	-	
I 不 動 産 業		62.5	100.0	-	40.0	20.0	30.0	10.0	-	-	
J 運輸通信及びその他の公益事業		84.1	100.0	6.2	82.2	2.1	4.3	2.2	1.7	1.3	
K サ ー ビ ス 業		77.3	100.0	21.6	54.0	8.7	8.0	2.9	4.8	-	

第11表の(2) 産前産後の休暇日数別に見た事業場数 (%)

(労働協約又は就業規則による定め)

区 分 産 業 分 類	産前産後の休暇日数について定のある事業場数(調査事業場数=100)	休 暇 日 数 別 事 業 場 数 (%)			
		計	産前産後各6週間及びそれ以内	産前産後各6週間を超えるもの	不明
総 計	72.8	100.0	91.5	8.0	0.5
D 鉱 業	76.9	100.0	90.0	10.0	-
E 建 設 業	60.0	100.0	89.4	10.6	-
F 製 造 業(計)	69.6	100.0	92.3	7.0	0.7
19. 武 器 製 造 業	33.3	100.0	100.0	-	-
20. 食 料 品 製 造 業	69.1	100.0	96.2	3.8	-
21. 煙 草 製 造 業	88.0	100.0	54.5	45.5	-
22. 紡 織 業	68.2	100.0	95.1	4.5	0.4
23. 衣服及び身廻品製造業	58.2	100.0	94.9	5.1	-
24. 木材及び木製品製造業	58.6	100.0	95.8	4.2	-
25. 家具及び装備品製造業	53.8	100.0	85.7	14.3	-
26. 紙及び類似品製造業	72.4	100.0	92.9	7.1	-
27. 印刷、出版及び類似産業	61.5	100.0	85.4	7.0	7.6
28. 化 学 工 業	88.3	100.0	87.5	12.5	-
29. 石油及び石炭製品製造業	78.2	100.0	97.7	2.3	-
30. ゴ ム 製 品 製 造 業	81.7	100.0	98.9	1.1	-
31. 皮革及び皮革製品製造業	76.9	100.0	60.0	40.0	-
32. ガラス及び土石製品製造業	67.4	100.0	92.3	7.7	-
33. 第 一 次 金 属 製 造 業	73.3	100.0	96.0	4.0	-
34. 金 属 製 品 製 造 業	69.1	100.0	91.3	7.1	1.6
35. 機 械 製 造 業	71.3	100.0	88.0	9.9	2.1
36. 電気機械器具製造業	71.2	100.0	88.9	10.6	0.5
37. 輸送用機械器具製造業	72.7	100.0	94.2	5.8	-
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業	57.1	100.0	97.9	2.1	-
39. そ の 他 の 製 造 業	63.9	100.0	100.0	-	-
G 卸 売 及 び 小 売 業	55.6	100.0	84.7	15.3	-
H 金 融 及 び 保 険 業	71.6	100.0	92.3	7.7	-
I 不 動 産 業	68.8	100.0	63.6	36.4	-
J 運輸通信及びその他の公益事業	86.4	100.0	92.7	6.6	0.7
K サ ー ビ ス 業	79.2	100.0	87.5	12.5	-

第 11 表の(3) 生理休暇中の給与を有給無給別に見た
事業場数 (%) (労働協約又は就業規則による定め)

区 分 産 業 分 類	生理休暇中の 給与について 定のある事業 場数 (調査事 業場数=100)	有 給 ・ 無 給 別 事 業 場 数			
		計	有 給	無 給	不 明
総 計	%	%	%	%	%
D 鉱 業	65.4	100.0	77.6	21.7	0.7
E 建 設 業	64.6	100.0	67.7	32.3	-
F 製 造 業(計)	52.1	100.0	85.2	14.8	-
19. 武 器 製 造 業	60.4	100.0	59.5	39.8	0.7
20. 食 料 品 製 造 業	66.7	100.0	50.0	50.0	-
21. 煙 草 製 造 業	58.5	100.0	64.6	35.4	-
22. 紡 織 業	88.0	100.0	100.0	-	-
23. 衣服及び身廻品製造業	55.9	100.0	49.8	50.0	0.2
24. 木材及び木製品製造業	50.7	100.0	52.9	47.1	-
25. 家具及び装備品製造業	49.4	100.0	53.6	46.4	-
26. 紙及び類似品製造業	30.8	100.0	75.0	25.0	-
27. 印刷、出版及び類似産業	63.2	100.0	40.0	60.0	5.5
28. 化 学 工 業	60.3	100.0	61.3	38.7	-
29. 石油及び石炭製品製造業	81.1	100.0	74.5	25.5	-
30. ゴ ム 製 品 製 造 業	78.2	100.0	72.1	27.9	-
31. 皮革及び皮革製品製造業	68.7	100.0	65.8	34.2	-
32. ガラス及び土石製品製造業	84.6	100.0	45.5	54.5	-
33. 第 一 次 金 属 製 造 業	51.3	100.0	53.4	41.5	5.1
34. 金 属 製 品 製 造 業	68.2	100.0	57.1	42.9	-
35. 機 械 製 造 業	54.7	100.0	50.5	49.5	-
36. 電 気 機 械 器 具 製 造 業	56.2	100.0	57.9	39.8	2.3
37. 輸送用機械器具製造業	65.8	100.0	64.1	35.9	-
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業	72.7	100.0	73.0	27.0	-
39. そ の 他 の 製 造 業	67.9	100.0	79.0	10.5	10.5
G 卸 売 及 び 小 売 業	57.9	100.0	60.7	39.3	-
H 金 融 及 び 保 険 業	56.9	100.0	88.2	9.4	2.0
I 不 動 産 業	56.1	100.0	98.2	1.8	-
J 運輸通信及びその他の公益事業	62.5	100.0	100.0	-	-
K サ ー ビ ス 業	83.6	100.0	96.9	2.6	0.5
	68.5	100.0	86.9	12.3	0.8

第 11 表の(4) 生理休暇中の給与が有給である事業場を
有給日数別に見た事業場数 (%) (労働協約又は就業規則による定め)

区 分 産 業 分 類	有 給 日 数 別 事 業 場 数 (%)							
	計	1 日	2 日	3 日	4 日以上	必要 日数	職種で 異なる	不 明
総 計	%	%	%	%	%	%	%	%
D 鉱 業	100.0	5.8	41.6	13.5	1.5	12.4	0.5	24.7
E 建 設 業	100.0	3.8	24.5	45.3	2.5	1.9	8.8	13.2
F 製 造 業(計)	100.0	3.9	30.9	9.1	7.8	10.9	-	37.4
19. 武 器 製 造 業	100.0	10.9	41.2	14.5	1.6	10.2	0.5	21.1
20. 食 料 品 製 造 業	100.0	-	50.0	-	-	-	-	50.0
21. 煙 草 製 造 業	100.0	6.9	37.7	10.3	-	17.1	-	28.0
22. 紡 織 業	100.0	97.7	-	-	-	-	-	2.3
23. 衣服及び身廻品製造業	100.0	12.3	37.7	19.1	3.7	5.9	-	21.3
24. 木材及び木製品製造業	100.0	22.2	27.8	11.1	-	11.1	-	27.8
25. 家具及び装備品製造業	100.0	3.1	43.7	25.0	-	3.1	6.3	18.8
26. 紙及び類似品製造業	100.0	33.3	66.7	-	-	-	-	-
27. 印刷、出版及び類似産業	100.0	22.7	20.5	40.9	-	2.3	-	13.6
28. 化 学 工 業	100.0	15.8	54.7	3.2	-	7.4	-	18.9
29. 石油及び石炭製品製造業	100.0	12.3	46.8	7.8	0.7	7.1	-	25.3
30. ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	-	38.7	19.4	-	38.7	-	3.2
31. 皮革及び皮革製品製造業	100.0	7.7	50.0	-	11.5	17.3	-	13.5
32. ガラス及び土石製品製造業	100.0	20.0	40.0	-	-	40.0	-	-
33. 第 一 次 金 属 製 造 業	100.0	6.3	25.4	14.4	9.5	19.0	-	25.4
34. 金 属 製 品 製 造 業	100.0	7.6	43.5	23.9	-	8.7	2.2	14.1
35. 機 械 製 造 業	100.0	7.3	38.4	27.8	4.0	7.9	2.0	12.6
36. 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	9.2	34.6	18.3	-	7.8	-	30.1
37. 輸送用機械器具製造業	100.0	24.4	44.7	7.3	-	10.6	-	13.0
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業	100.0	9.4	26.1	13.0	-	11.6	-	39.9
39. そ の 他 の 製 造 業	100.0	8.9	68.9	2.2	2.2	17.8	-	-
G 卸 売 及 び 小 売 業	100.0	9.5	39.1	15.2	-	18.1	-	18.1
H 金 融 及 び 保 険 業	100.0	8.0	19.2	14.3	2.7	21.6	-	34.2
I 不 動 産 業	100.0	7.0	35.5	3.7	-	4.5	-	49.3
J 運輸通信及びその他の公益事業	100.0	-	50.0	20.0	-	20.0	-	10.0
K サ ー ビ ス 業	100.0	1.3	51.8	11.7	0.1	16.3	-	18.8
	100.0	1.9	28.0	19.5	5.7	5.7	1.3	37.9

第 11 表の(5) 育児時間中の給与

区 分 産 業 分 類	給与について定のある事業場数 (調査事業場数=100)	時間について定のある事業場数 (調査事業場数=100)	有給・無給別事業場数(%)			
			計	有 給	無 給	不 明
総 計	42.8	51.0	100.0	93.3	6.5	0.2
D 鉱 業	53.6	60.2	100.0	91.3	8.7	-
E 建 設 業	29.9	32.8	100.0	97.4	2.6	-
F 製 造 業(計)	36.8	48.1	100.0	86.2	13.5	0.3
19. 武 器 製 造 業	16.7	16.7	100.0	100.0	-	-
20. 食 料 品 製 造 業	38.0	45.1	100.0	92.6	7.4	-
21. 煙 草 製 造 業	88.0	88.0	100.0	100.0	-	-
22. 紡 織 業	37.5	52.4	100.0	80.7	19.3	-
23. 衣服及び身廻品製造業	23.9	34.3	100.0	56.2	43.8	-
24. 木材及び木製品製造業	28.7	38.7	100.0	81.7	18.3	-
25. 家具及び装備品製造業	23.1	30.8	100.0	100.0	-	-
26. 紙及び類似品製造業	58.1	63.2	100.0	94.1	5.9	-
27. 印刷、出版及び類似産業	28.0	40.9	100.0	87.5	12.5	-
28. 化 学 工 業	48.3	58.7	100.0	97.2	2.8	-
29. 石油及び石炭製品製造業	41.8	41.8	100.0	100.0	-	-
30. ゴ ム 製 品 製 造 業	38.3	57.4	100.0	100.0	-	-
31. 皮革及び皮革製品製造業	30.8	38.5	100.0	100.0	-	-
32. ガラス及び土石製品製造業	36.1	54.8	100.0	78.3	21.7	-
33. 第 一 次 金 属 製 造 業	39.8	50.0	100.0	87.2	12.8	-
34. 金 属 製 品 製 造 業	26.7	37.3	100.0	91.1	6.8	2.1
35. 機 械 製 造 業	28.3	44.7	100.0	76.6	21.1	2.3
36. 電 気 機 械 器 具 製 造 業	35.3	50.7	100.0	96.1	3.9	-
37. 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	46.9	49.6	100.0	80.3	19.7	-
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業	48.8	57.1	100.0	92.7	7.3	-
39. そ の 他 の 製 造 業	42.1	47.5	100.0	75.4	24.6	-
G 卸 売 及 び 小 売 業	21.7	28.2	100.0	96.9	3.1	-
H 金 融 及 び 保 険 業	20.0	33.0	100.0	100.0	-	-
I 不 動 産 業	37.5	50.0	100.0	100.0	-	-
J 運輸通信及びその他の公益事業	71.0	74.0	100.0	99.4	0.4	0.2
K サ ー ビ ス 業	40.6	43.6	100.0	96.8	3.2	-

及び時間より見た事業場数(%)

(労働協約又は就業規則による定め)

計	時 間 別 事 業 場 数 (%)					
	1 日 2 回 各 30 分	1 日 2 回 各 30 分 を 超 え る				そ の 他
		計	各45分以内	各 1 時 以 内	不 明	
100.0	86.3	9.0	8.1	0.3	0.6	4.4
100.0	86.3	7.3	6.8	-	0.5	6.4
100.0	80.5	10.6	5.3	-	5.3	7.1
100.0	92.6	1.8	1.1	0.2	0.5	5.6
100.0	100.0	-	-	-	-	-
100.0	91.4	2.9	2.9	-	-	5.7
100.0	97.7	-	-	-	-	2.3
100.0	92.4	1.0	-	-	1.0	6.4
100.0	87.0	4.3	-	-	4.3	8.7
100.0	82.9	-	-	-	-	17.1
100.0	100.0	-	-	-	-	-
100.0	99.1	-	-	-	-	0.9
100.0	97.1	2.9	2.9	-	-	-
100.0	92.7	2.3	2.3	-	-	5.0
100.0	100.0	-	-	-	-	-
100.0	84.8	-	-	-	-	15.2
100.0	100.0	-	-	-	-	-
100.0	92.8	4.8	-	4.8	-	2.4
100.0	97.5	2.5	2.5	-	-	-
100.0	94.1	-	-	-	-	5.9
100.0	92.9	1.4	1.4	-	-	5.7
100.0	95.9	4.1	4.1	-	-	-
100.0	93.7	4.7	-	-	4.7	1.6
100.0	93.7	6.3	6.3	-	-	-
100.0	85.2	-	-	-	-	14.8
100.0	93.2	1.2	1.2	-	-	5.6
100.0	93.8	-	-	-	-	6.2
100.0	87.5	-	-	-	-	12.5
100.0	75.5	22.3	21.0	0.7	0.6	1.5
100.0	92.7	-	-	-	-	7.3

行政管理庁承認 No. 1371
承認期限 昭和31年6月30日

昭和30年 女子保護実施状況調査票

労働省婦人少年局

1. 規模記号	2. 産業分類番号	
	大	中

(規模記号及び産業分類番号は各頁毎に記入して下さい)

- 規模記号 昭和30年12月31日現在の労働者数が 500 人以上の場合は A、100人～499人の場合は B、30人～99人の場合は C と記入して下さい。
- 産業分類番号 別紙、日本標準産業分類により大分類及び中分類 (製造業のみ) を記入して下さい。

記入者の職名及び氏名	
------------	--

3. 事業所の名称					
4. 事業所の所在地	都道府県	郡市	区	町村	番地
5. 事業の内容					

- 事業所の名称 略称を用いないで正式の名称を記入して下さい。
- 事業所の所在地 略さずに記入して下さい。
- 事業の内容 製造業、鉱業等では主要生産品の名称を、卸売及び小売業では主要取引品目を記入する等、事業の内容を具体的に記入して下さい。
- 労働者数

事項別 時期	(1) 労働者総数	(2) 男子労働者数	女子労働者数			女子労働者のうち有夫者数
			小計	満18才未満	満18才以上	
昭 30. 1. 1						
昭 30. 12. 31						

註 (1) 「労働者総数」は、労働基準法上の労働者で、職員工員等を含み、事業場の在籍者を記入して下さい。病気等による長期欠勤者、休職者等も含まれます。但し常用労働者のみを記入し、30日以内の期間を定めて雇用される者及び日々雇用されるものは除かれます。

(2) 「有夫者数」は、現在結婚している女子労働者数 (事実上配偶者のある女子労働者を含む) を記入して下さい。

1. 規模記号	2. 産業分類番号	
	大	中

7. 産前休暇 (1)

事項別 初・経産別	産前休暇者数	産前休暇日数			産前休暇総延日数 (不明のものの休暇日数を除く)
		6週間以内 (3) のもの	6週間を超 えるもの	休暇日数不 明のもの (4)	
計					
初産 (2)					
経産					

- 註 (1) 昭和30年1月1日から同12月31日までに出産した労働者の産前休暇について記入して下さい。
- (2) 初・経産別は、初産か2度以上の出産であるかによりわけて記入して下さい。
- (3) 「6週間以内のもの」の中には、出産の前日まで就業したものを含み、この場合出産当日は、産前休暇に入りますから休暇日数は1日となります。
- (4) 「休暇日数不明のもの」は、産前休暇中退職又は死亡した妊婦及び休暇日数が不明である妊婦を記入して下さい。
- (5) 「産前休暇総延日数」
- イ 「休暇日数不明のもの」欄に記入された妊婦の休暇日数を除いて、産前休暇をとった妊婦の総延日数を記入して下さい。
- ロ 休暇日数の計算は、日曜、祝祭日を含めて暦日にしたがつて計算して下さい。
- ハ 昭和30年1月1日以降に出産したもので、昭和29年から産前休暇をとっていた場合、その者の休暇日数も含まれます。

8. 産後休暇 (1)

事項別 初・経産別	産後休暇者数	産後休暇日数			産後休暇総延日数 (不明のものの休暇日数を除く)
		5週～6週 のもの	6週間を超 えるもの	休暇日数不 明のもの (2)	
計					
初産					
経産					

- 註 (1) 昭和30年1月1日から同12月31日までに出産した労働者の産後休暇について記入して下さい。
- (2) 「休暇日数不明のもの」は、産後5週間の休暇をとらないで退職又は死亡した産婦及び休暇日数が不明である産婦を記入して下さい。
- (3) 「産後休暇総延日数」
- イ 「休暇日数不明のもの」欄に記入された産婦の休暇日数を除いて、産後休暇をとった産婦の総延日数を記入して下さい。
- ロ 昭和30年12月31日以前に出産した者で、産後休暇が昭和31年にわたる場合、その者の休暇日数も含まれます。

1. 規 模 号	2. 産 業 分 類 番 号	
	大	中

9. 生・死産別件数

(註)

生・死産別	出 生	死 産	計
初・経産別			
計			
初 産			
経 産			

註 「死産」には、妊娠4カ月以上（1カ月を28日として計算する）の流産、妊娠中絶又は早産による死産も含まれます。死産は、健康保険法施行規則第61条による分娩費支給請求書の記載事項により記入して下さい。

10. 妊娠又は分娩を理由とする退職者数 (1)

(2)

事項別 初・経産別	妊産婦の 退職者数	産 前 退 職 者 数		産 後 退 職 者 数	
		産前休暇前退 職した人	産前休暇中退 職した人	産後休暇中退 職した人	産後休暇後退 職した人
計	人	人	人	人	人
初 産	人	人	人	人	人
経 産	人	人	人	人	人

註 (1) 妊娠又は分娩を理由に退職した者を、退職した時期によつてそれぞれ記入して下さい。
(2) 「妊産婦の退職者数」は、昭和30年1月1日から同12月31日までに出生した者で、昭和31年1月以降に分娩を理由に退職した者があればその者も含めて記入して下さい。

11. 産前における軽易業務転換者数 (1)

(2)

事項別 初・経産別	昭和30年中に出生した もののうち軽易業務に 転換した者	転 換 し た 時 期		転 換 の 事 例	
		産前6週間より 前に転換した者	産前6週間目以 後に転換した者	転換前の業務	転換後の業務
計	人	人	人		
初 産	人	人	人		
経 産	人	人	人		

註 (1) 労働基準法で妊娠中の女子は、他の軽易な業務に転換できるとなっておりますが転換させた人があれば記入して下さい。
(2) 「昭和30年中に出生した者のうち軽易業務に転換した者」ですから、昭和30年1月以降に出生した者が、昭和29年中に軽易業務に転換していた場合その者も含まれます。
(3) 「転換の事例」は、転換前の仕事と転換後の仕事を具体的に記入して下さい。

1. 規 模 号	2. 産 業 分 類 番 号	
	大	中

12. 育児時間 (1)

(2) (3)

事項別 初・経産別	昭和30年中に出生した者のうち育児時間を請求した実人員	休憩時間の外に与えた育児時間	
		1日2回各30分	1日2回各30分を超えるもの
計	人	人	人
初 産	人		
経 産	人		

註 (1) 生後満1年に達しない生児を育てる女子は、育児時間を請求できるようになっておりますが、昭和30年1月1日から同12月31日までに出生した者で育児時間を請求した者があれば記入して下さい。
(2) 昭和30年12月31日までに出生した者で、昭和31年1月以降に育児時間を請求した場合その者も含めて記入して下さい。
(3) 「請求実人員」ですから、同一の人が何回請求しても1人として計算します、したがって延人員ではありません。

13. 生理休暇

(2)

(3)

(4)

女子労働者数 (a) (昭和30, 1, 1 現在)	事 項 別 請求理由別	生理休暇を請求 した実人員 (b)	生理休暇を 請求した者の 総延回数	生理休暇を とつた者の 総延日数	(b) (a) × 100
人	計	人	回	日	%
	生理日の就業が著しく 困難な女子労働者 (1)	人	回	日	
	生理に有害な業務に従 事する女子労働者	人	回	日	

註 (1) 生理日の就業が著しく困難な女子、又は生理に有害な業務に従事する女子は、生理休暇を請求できるようになっておりますが、それぞれの理由別にしたがって記入して下さい。但し生理日の就業が著しく困難な女子が、生理に有害な業務に従事していて生理休暇を請求した場合は、後者に該当する女子として記入して下さい。
(2) 「生理休暇を請求した実人員」は、昭和30年1月1日から同12月31日までに生理休暇を請求した実人員ですから同一の人が1年間に何回請求しても1人として計算します、したがって延人員ではありません。
(3) 「生理休暇を請求した者の総延回数」は、昭和30年中に生理休暇を請求した回数の延数を記入して下さい。但し1回の生理に生理休暇を何日とつても回数は1回として計算しますから、例えば1回に3日の生理休暇をとつた場合でも請求回数は1回となります。
(4) 「生理休暇をとつた者の総延日数」は、1年間に生理休暇を与えた日数の総合計を記入して下さい。

註

14. 昭和30年12月31日現在有効である労働協約又は就業規則で定めている該当事項を○で囲み、所要事項を記入して下さい。

註 労働協約と就業規則の定めが抵触する場合は労働協約の定めによつて記入して下さい。

1. 規 模 号	2. 産 業 分 類 番 号	
	大	中

労働協約の有無 有 無

(1) 産前産後休暇について

a 産前産後の休暇中の給与についての定めの有無 有 無

(イ) 産前産後の休業中無給で健康保険法により出産手当金を支払う。

(ロ) 出産の前後各6週間は有給で100%未満の賃金を支払う(支給額)

(ハ) 出産の前後各6週間は有給で100%の賃金を支払う。

(ニ) 出産の前後各6週間を超えて100%の賃金を支払う(産前 日 産後 日)

(ホ) 職員と工員等により異った支給をする(その内容)

(ヘ) その他()

註 (イ)その他には、例えば出産した女子労働者の勤続年数によつて有給日数の異なるもの、産前は無給で産後6週間のみ有給とするもの等の事例がこれに該当します。

b 産前産後の休暇日数について定めの有無 有 無

(イ) 産前産後各6週及びそれ以内

(ロ) 産前産後各6週を超える(産前 日 産後 日又は通算 日)

(2) 生理休暇中の給与について定めの有無

有 無

(イ) 有 給 (毎潮 日又は1ヵ月 日) (給与の内容 註)

(ロ) 無 給

註 生理休暇中の給与が有給である場合は()内に具体的にどのように支払われるかを記入して下さい。

(3) 育児時間について

a 育児時間中の給与について定めの有無 有 無

(イ) 有 給 (その内容 註)

(ロ) 無 給

註 育児時間中の給与が有給である場合は()内に具体的にどのように支払われるかを記入して下さい。

b 育児のための時間について定めの有無 有 無

(イ) 1日2回各30分

(ロ) 1日2回各30分を超える(各 分)

(ハ) その他(内容 註)

註 (イ)その他には、1日3回30分あて与えるもの、回数及び時間の定めなく適宜与えると定めているもの等がこれに該当します。

なお、昭和29年中の女子保護実施状況について知りたい方は、調査結果を取纏めました「昭和29年における女子保護の概況」を都道府県婦人少年室で御覧になつて下さい。

別 表

産業分類		大 分 類	中 分 類	産業分類		大 分 類	中 分 類
産 業 名				産 業 名			
鉄 業	D			ガラス及び土石製品製造業	F		32
建 設 業	E			第一次金属製造業	//		33
製 造 業	F			金属製品製造業	//		34
武器製造業	//	19		機械製造業	//		35
食料品製造業	//	20		電気機械器具製造業	//		36
煙草製造業	//	21		輸送用機械器具製造業	//		37
紡 織 業	//	22		医療機械、理化学機械、写真機製造業	//		38
衣服及び身廻品製造業	//	23		その他の製造業	//		39
木材及び木製品製造業	//	24		卸売及び小売業	G		
家具及び装備品製造業	//	25		金融及び保険業	H		
紙及び類似品製造業	//	26		不動産業	I		
印刷出版及び類似産業	//	27		運輸通信及びその他の公益事業	J		
化学工業	//	28		サービス業	K		
石油及び石炭製品製造業	//	29					
ゴム製品製造業	//	30					
皮革及び皮革製品製造業	//	31					

昭和32年1月20日 印刷
昭和32年1月25日 発行

女子保護の概況

——昭和30年分——

東京都千代田区大手町1の7

編集兼
発行人 労働省婦人少年局

東京都千代田区麹町5の2

印刷人 杉田屋印刷株式会社
